



(お知らせ)

「PCB廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）について

平成27年12月21日（月）

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

代表：03-3581-3351

直通：03-5501-3156

課長：角倉 一郎（内：6871）

課長補佐：中野 哲哉（内：7871）

担当：蜂谷 真史（内：6880）

「PCB廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について～確実な処理完了を見据えて～（案）」について、広く国民の皆様から御意見をお聞きするため、平成27年12月21日（月）から平成28年1月19日（火）までの間、意見の募集（パブリックコメント）を行います。

1. 検討概要

環境省では、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関し、安全かつ確実に処理完了期限内に1日でも早くPCB廃棄物の処理を完了するために必要な追加的方策について、環境省において開催している「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」及び当該委員会の下に設置された「PCB廃棄物早期処理推進ワーキンググループ」において検討し、別添の「PCB廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について～確実な処理完了を見据えて～（案）」（以下、「添付資料」という。）を取りまとめたところです。

これらの検討に加えて、添付資料について、広く国民の皆様から意見をお聞きするため、平成27年12月21日（月）から平成28年1月19日（火）までの間、意見の募集を実施いたします。

2. 意見募集（パブリックコメント）について

（1）意見募集対象

「PCB廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について～確実な処理完了を見据えて～（案）」

※ 添付資料については、環境省の報道発表ウェブページを御参照ください。

<http://www.env.go.jp/press/index.html>

(2) 意見の募集期間

平成27年12月21日（月）～平成28年1月19日（火）

※ 郵送の場合は、平成28年1月19日（火）必着

(3) 意見提出方法

次の様式により、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかの方法で提出してください。

(意見提出様式)

[件名]PCB廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について～確実な処

理完了を見据えて～（案）に関する意見

[宛先] 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課あて

[氏名] （企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[ファックス番号]

[メールアドレス]

[意見] （該当する箇所を明記の上、できるだけ簡潔に御記載ください。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

※ 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください

（添付ファイルによる御意見の提出は御遠慮願います。）。

(4) 意見提出先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課あて

郵送の場合 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

ファックスの場合 03-3593-8264

電子メールの場合 hairi-sanpai@env.go.jp

（郵送の場合は封筒の表面に、ファックス又は電子メールの場合は件名に、「PCB廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について～確実な処理完了を見据えて～（案）に関する意見」と記載してください。）

(5) 資料の入手方法

① インターネットによる閲覧

・環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/info/iken/index.html>

・電子政府の総合窓口 [e-Gov] <http://www.e-gov.go.jp/index.html>

② 郵送による送付

郵送による送付を希望される方は、82 円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒（定型封筒）を同封の上、「PCB廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について～確実な処理完了を見据えて～（案）に関する意見募集関係資料希望」と封筒表面に明記し、上記「2. (4) 意見提出先」の郵送の場合の宛先まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受け付けかねますので、あらかじめ御了承願います。

(注意事項)

- ・ 御提出いただきました意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、すべて公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ・ 皆様からいただいた意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。

PCB 廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について
～ 確実な処理完了を見据えて ～
(案)

平成 27 年 12 月

PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会

1. はじめに

我が国のポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の処理については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特措法」という。）に基づき、PCB廃棄物の保管事業者に一定期間内の処分を義務づけている。この「期間」については、同法施行令において、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下「ストックホルム条約」という。）締結国に求められている適正な処分に係る年限を勘案して設定されている。

ただし、高濃度のPCB廃棄物については、別途、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）に定められた処理完了期限内に処理を終えることとされている。現在、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）の全国5カ所のPCB処理事業所において、各地元関係者の理解と協力の下、高濃度PCB廃棄物の処理が進められており、この基本計画に定められた処理期限は、各地元地域との約束を踏まえ設定されたものである。これら5カ所のPCB処理事業所以外において高濃度PCB廃棄物を処理することは現実的には困難であり、この処理完了期限は必ず達成すべき期限である。その達成に向けて、国、都道府県市、事業者、JESCO等の関係者が、あらゆる努力を払うことが必要である。

しかしながら、これまでの取組の進捗状況にかんがみれば、処理期限内の処理完了は決して容易ではなく、関係者が一丸となってこの問題を解決するという確固たる意思をもって、それぞれの責務を果たすことが必要である。

このため、本検討委員会の下に、PCB廃棄物早期処理推進ワーキンググループを設置し、これまでの取組の進捗状況を踏まえ、処理完了期限内に1日でも早く安全かつ確実にPCB廃棄物の処理を完了するために必要な追加的方策について検討を行った。本報告書は、その結果を踏まえ改めて本検討委員会において検討を行い取りまとめたものである。

(参考) PCB 廃棄物の処理期限

(1) 高濃度 PCB 廃棄物

- 当初予定していた平成 28 年 3 月までの処理完了が困難な状況となったこと等を踏まえ、平成 26 年 6 月に PCB 廃棄物処理基本計画が改定され、次の表に掲げるとおり、処理完了期限を延長（※処理完了期限の再延長はしないということが大前提）。

【トランス・コンデンサ】

PCB 処理事業名	計画的処理完了期限
北九州事業	平成 31 年 3 月 31 日
大阪事業	平成 34 年 3 月 31 日
豊田事業	平成 35 年 3 月 31 日
東京事業	平成 35 年 3 月 31 日
北海道（室蘭）事業	平成 35 年 3 月 31 日

【安定器等・汚染物（小型電気機器の一部を除く）】

PCB 処理事業名	計画的処理完了期限
北九州事業（大阪、豊田）	平成 34 年 3 月 31 日
北海道（室蘭）事業（東京）	平成 36 年 3 月 31 日

- 保管事業者は、自ら処分を行う場合を除き、JESCO の各事業に係る計画的処理完了期限までに同社に処分の委託を行うことが必要。使用製品を使用する事業者についても、廃棄物処理法による排出事業者責任に基づき、また、平成 37 年までのポリ塩化ビフェニルの使用の全廃を規定するストックホルム条約を踏まえ、自ら処理を行わない場合は、JESCO の各事業に係る計画的処理完了期限までに同社に処分の委託を行うことが必要。

(2) 低濃度 PCB 廃棄物（特に微量 PCB 汚染廃電気機器等）

PCB 特措法施行令で定める処理期限（平成 39 年 3 月 31 日）までに処理を完了することが必要。

2. PCB 廃棄物問題の経緯

(1) カネミ油症事件の発生（昭和 43 年～）

PCB は、絶縁性、不燃性等の特性により、トランス及びコンデンサ等の電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていたが、昭和 43 年に食用油の製造過程において熱媒体として使用された PCB が混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件が発生するなど、その毒性が社会問題化し、我が国では、通商産業省の行政指導に基づき昭和 47 年以降その製造は行われなくなった。さらに、昭和 48 年 10 月に制定された化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づき、昭和 49 年 6 月からは、その製造、輸入等が禁止となった。昭和 51 年 10 月からは電気事業法においても PCB を使用した電気工作物を新規に施設することが禁止されたが、昭和 51 年当時に既に設置されていた PCB 使用電気工作物については、適切な管理の下で引き続き使用することが認められた。

(2) 民間主導による PCB 廃棄物処理施設立地の取組（昭和 48 年～）

当時、我が国においては、PCB 廃棄物を処理する施設がなく、当面、PCB 廃棄物は使用製品が使用されていた事業場等で保管されることとなった。

そのような中、電気機器メーカーなどが協力し、財団法人電機ピーシービー処理協会（その後、財団法人電気絶縁物処理協会）を立ち上げ、高温焼却処理による処理施設の立地に取り組んだ。

昭和 62 年に、過去に PCB を製造していた鐘淵化学工業(株)高砂工業所が、高温熱分解処理施設を設置し、保管していた液状 PCB を、 $1,400^{\circ}\text{C} \pm 75^{\circ}\text{C}$ 、滞留時間 1.5 秒以上で高温熱分解処理を行い、昭和 62 年 11 月から平成元年 12 月に約 5,500 トンを処理した。これにより、高温熱分解による PCB の確実な処理を確認できた。

しかしながら、財団法人電気絶縁物処理協会が中心となった焼却処理施設の立地の取組は、全国の 39 箇所で立地を試みたにもかかわらず、処理施設建設候補地の地方自治体や地域住民の理解を得られず、どこにも立地できなかった。この結果、長期間にわたり、PCB 廃棄物の処理が滞る事態となった。

(3) 保管の長期化と紛失・漏えい事案の発生（平成 4 年～）

1990 年代の半ばから、当時の厚生省、通商産業省及び環境庁が連携し、焼却によらず PCB を処理する技術の開発、評価が進められた。この結果、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく処理基準に廃 PCB 等を脱塩素化分解法等の化学的に分解処理する方法や、PCB 汚染物を洗浄処理する方法等が位置付けられた。

一方、平成 4 年及び平成 10 年に、厚生省が調査を行ったところ、約 1 万 1 千台のトランス・コンデンサ等が紛失しているといった問題が判明した。

また、平成 12 年には、八王子市等の小学校において、蛍光灯の耐用年数を過ぎた PCB 使用安定器が破裂し、PCB 絶縁油が漏えいする事件の発生を受け、政府として各省庁が使用中の業務用・施設用蛍光灯等の PCB 使用安定器について、原則として平成 13 年度末までにその交換を終える等の緊急の安全対策を講じることについて閣議了解がなされ、これに基づき、厚生省から都道府県市にこの旨周知を行うとともに、環境庁、厚生省及び通商産業省がホームページ等を活用して PCB 使用安定器に係る情報提供を広く行い、通商産業省は、関係業界に対し、安全対策等の実施に必要な情報提供等の

協力を要請することとされた。

(4) スтокホルム条約の採択（平成 13 年～）

世界的にも、一部の PCB 使用地域から、全く使用していない地域（北極圏等）への汚染の拡大が報告された事等を背景として、国際的な規制の取組が始まり、ストックホルム条約が平成 13 年 5 月に採択され、平成 16 年 5 月に発効した。この条約では、PCB に関し、平成 37 年までの使用の全廃、平成 40 年までの適正な処分を求めており、我が国は平成 14 年 8 月にこの条約を締結している。

(5) PCB 特措法の成立、JESCO による処理体制の整備（平成 13 年～）

PCB 廃棄物保管の長期化により、紛失や漏えいによる環境汚染の進行が懸念されたことや、平成 11 年に成立した「ダイオキシン類対策特別措置法」において「ダイオキシン類」の定義の中にダイオキシン類似の毒性作用を持つ一部の PCB（コプラナー-PCB）が位置付けられたこと等を踏まえ、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、平成 13 年 6 月 22 日に PCB 特措法が公布され、同年 7 月 15 日から施行された。

PCB 特措法の施行により、国を中心となって JESCO を活用して、拠点的な処理施設を整備することとなり、平成 16 年の北九州事業の操業をはじめ、全国 5箇所に処理施設が整備された。

また、電気事業法においても、昭和 51 年当時に既に設置されていた電気工作物については適切な管理の下で引き続き使用することが認められているが、施設後 25 年以上を経過しても依然として相当量の PCB を使用した電気工作物が使用されており、設備の経年劣化も懸念されていた。このため、PCB 特措法が制定されたことと併せて、平成 13 年 10 月 15 日に電気事業法電気関係報告規則が改正され、PCB を使用した電気工作物を設置する電気事業者等に、その使用及び廃止の状況について各地方産業保安監督部等に対し届け出ることが義務付けられた。

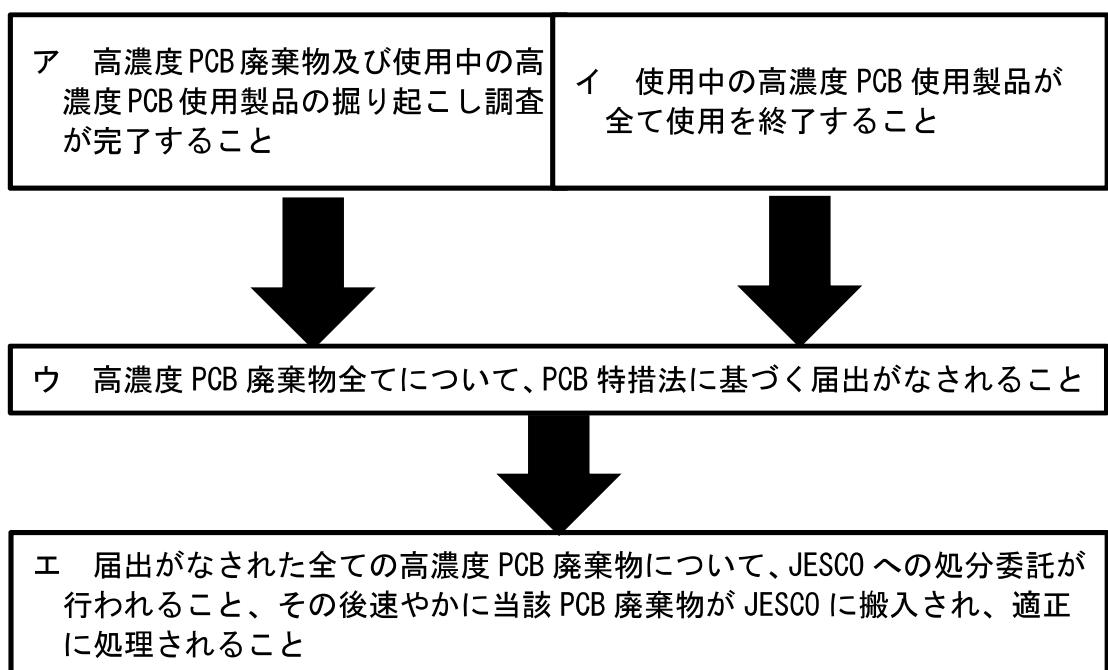
(6) 基本計画の変更（平成 24 年～）

PCB 廃棄物を保管する事業者は、毎年保管や処分の状況についての届出を行うことのほか、政令で定める期間内の処分が義務づけられている。この期間は、法律の施行時には平成 28 年 7 月までと規定されていたが、法律の施行後に微量の PCB に汚染された電気機器が大量に存在することが判明したことや、JESCO における処理が想定よりも遅れていることなどを踏まえ、平成 24 年 12 月に政令が改正され、処理期間は平成 39 年 3 月末日までとされた。平成 26 年 6 月には、基本計画（計画上の当初の処理期限は全国一律で平成 28 年 3 月末）が変更され、JESCO の 5 つの PCB 処理事業所ごとに計画的処理完了期限等が定められ、計画的処理完了期限は、最も早いもので平成 30 年度末、最も遅いものでも平成 35 年度末とされた。

3. 高濃度 PCB 使用製品・廃棄物に係る基本的な考え方と追加の方策

(1) 高濃度 PCB 使用製品・廃棄物に係る基本的な考え方

- 基本計画達成には、計画的処理完了期限内に、下記のフロー図の各項目を全て満たすことが必要である。特に、北九州事業エリアにおける計画的処理完了期限が残り3年余りとなっていることを踏まえ、各項目について進捗管理を行い、迅速に対応を進めなければならない。
- 高濃度 PCB 廃棄物の現在の処理の進捗状況を踏まえれば、相当アクセルを踏まなければ処理期限内に処理を終えることは困難であり、PCB 特措法等の見直しも視野に入れて、危機意識を持って現時点で可能な手立てをすべて尽くすことが必要である。期限が限られていることを踏まえれば、PCB 廃棄物の処理の必要性に関する国民、保管事業者及び使用製品を使用する事業者への普及啓発等を大々的に行うことが必要といえる。
- 特に高濃度 PCB 使用製品については、昭和 47 年以降その製造は行われなくなったにもかかわらず、約 40 年経過した現在においても、使用を継続されているものがあり、設備の経年劣化も懸念され、今もなお、使用中の PCB 使用製品から PCB が漏えいする事案が現に発生している。PCB 廃棄物の計画的処理完了期限における早期処理を達成するためにも、使用中の段階から必要な措置を講じることが必要となっている。
- こうした中で、PCB 特措法は PCB 廃棄物を専ら対象とした制度となっている一方、使用中の PCB 使用製品のうち、電気工作物に該当するものについては、電気事業法で一定の対策が既に講じられている。このため、現行制度である電気事業法及び PCB 特措法の二つの法制度を基本に、使用中の PCB 使用製品を廃棄物として速やかに排出・処分させるための橋渡しを速やかに進めるための追加的措置についても検討することが必要である。



(2) 高濃度 PCB 使用製品・廃棄物に係る追加的方策

ア 高濃度 PCB 廃棄物及び使用中の高濃度 PCB 使用製品の掘り起こし調査が完了すること

【主なポイント】

- 掘り起こし調査については、殆どの自治体では今年度以降本格化するが、調査に5年程度要することも考えられることから、計画的処理完了期限までに掘り起こし調査を確実に完了させるための追加的な方策について検討することが必要。

① PCB 廃棄物処理基本計画における主な記載内容

● 第2章第1節2 製造者等の役割

製造者等は、使用製品を使用する事業者及び保管事業者に対し、これらの事業者が、使用製品であること及び使用製品が廃棄物となったものがポリ塩化ビフェニル廃棄物であることを確知できるように使用製品の特定の方法その他のポリ塩化ビフェニルの使用の有無を判断するために必要となる情報を提供することに努めなければならない。

また、製造者等は、・・・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の必要性に関する国民、保管事業者及び使用製品を使用する事業者への普及啓発等、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の円滑な推進に協力しなければならない。

● 第2章第3節2 (2) 都道府県市の取組

都道府県市は、必要な調査を行った上で、管内における未処理の使用製品やポリ塩化ビフェニル廃棄物を網羅的に把握することが必要である。このため、事業者に対して使用製品の保有状況を確認するとともに、保管事業者と関係のある事業者団体等を通じて情報収集に努めるものとする。これらの取組においては、国、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、電気保安関係等の事業者等と協力して未処理事業者の一覧表を作成し、当該一覧表に掲載された事業者に対し、処理の時期を確認するものとする。

● 第2章第3節2 (3) 国の取組

国は都道府県市と連携し、保管事業者及び使用製品を使用する事業者に対する計画的な処理の必要性を周知するとともに、使用中の使用製品やポリ塩化ビフェニル廃棄物の把握に努め、処理の時期の確認を行う。

② これまでの進捗状況

- 平成26年7月に、都道府県市に対し、昨年の基本計画の変更に即して、掘り起こし調査の実施など早期処理に向け、国、JESCO等と協力し、未処理事業者の掘り起こし及び期限内処理に向けた指導・助言を行う必要がある旨を通知。
- 平成26年12月に各都道府県市（47都道府県、66政令市、合計113都道府県市）あてに行ったアンケート調査結果によると、昨年12月時点で、殆どの自

治体が調査を今後実施予定と回答。掘り起こし調査は今後、実際には今年度以降、各自治体で本格化する見込み。

表1 掘り起こし調査の実施状況
(平成26年12月時点、調査対象113都道府県市、複数回答あり)

管内の全ての地域で調査を実施した	32自治体
管内的一部の地域で調査を実施した	7自治体
実施予定である	86自治体
現時点では、実施を予定していない	3自治体*

* これらの3自治体については、平成27年12月時点では、2自治体は調査実施中、1自治体は調査実施予定となっている。

- しかしながら、積極的な取組を行っている北九州市においても掘り起こし調査に5年以上要したことを踏まえれば、他の自治体においても掘り起こし調査の完了までに少なくとも5年を要することも考えられ、北九州PCB処理事業の計画的処理完了期限（平成31年3月31日）までに調査が完了しないおそれ。

(参考) 北九州市の掘り起こし調査は5年以上かけて実施

- 北九州市においては、調査対象を自治体管内の全ての事業者とし、年度毎に調査対象エリアや調査対象事業者のグループ化を行い、全ての調査を完了するまでに5年を要したところ。
- 具体的には、北九州市は、平成20年、22年、23年、24年の4ヶ年にわたり、市内の全ての事業場53,616事業場の掘り起こし調査を実施し、高濃度のトランス類76台、高濃度のコンデンサ類136台、安定器46個を発見。なお、アンケート調査票の回収率は49%（23,164事業所／53,616事業所）であり、未回答事業場には個別に督促を行った。さらに、平成26年度に総ざらいとして市内の全ての法人約2万法人を対象に掘り起こし調査を行い、高濃度のトランス類3台、コンデンサ類17台、安定器1,229個（約2.6トン）を発見。
- こうした調査によって新たに見つかった高濃度PCBトランス、コンデンサの総計は、北九州市内でPCB特措法に基づき届出がされていた高濃度PCBトランス、コンデンサ、安定器の約1割に相当。ただし、これらの他に、PCB含有の疑いのある蛍光灯安定器が1事業場において、約18,350箇所で使用されていたことが判明しており、調査にさらに4年程度を要する状況（これらの蛍光灯安定器の全てがPCBを含有するわけではないことに留意が必要。）。
- 平成26年8月には、掘り起こし調査マニュアルを策定し、都道府県市に周知するとともに、これに係る担当者説明会を同年8月に開催。
- また、平成27年2月に、JESCOの処理施設に係る地元自治体、電気保安関係事業者関係団体、経済産業省及び環境省で構成する「PCB廃棄物早期処理関係者連絡会」を開催し、関係機関が連携し、調査を行っていく認識を共有したところであり、その後、地方版の「PCB廃棄物早期処理関係者連絡会」を全国5カ所で開催。

- また、PCB 使用製品の製造事業者の関係団体である（一社）日本電機工業会及び（一社）日本照明工業会においては、掘り起し調査に資するため、各々のホームページに PCB 使用製品の判別等に係る情報を掲載し、情報発信を行うとともに、相談窓口の設置等の対応を行っているところ。

③ 今後の検討課題と追加的方策

(国と都道府県市との連携による効率的かつ実効性のある掘り起こし調査の実施)

掘り起こし調査の対象は概念上管内全ての事業者と考えられ、その事業者数は膨大である。このため、環境省が策定した掘り起こし調査実施マニュアルにおいては、PCB 使用製品保有の蓋然性が高い自家用電気工作物設置者に調査対象を限定しているところ。ただし、それであっても全国で約 86 万事業者が対象である。

また、自家用電気工作物設置者の情報は経済産業省から提供されたデータ（電気事業法第 42 条に基づく自家用電気工作物の保安規程に関する届出情報等）を用いているが、当該データが古いこと、電気工作物の設置場所に係る情報のみが整理されており、事務所の住所が整理されていないことなどから、相当数の調査票が未達となり返送されることに加え、製造年月日等調査に資する情報が整理されていないことから、調査効率が非常に悪いという問題が一部の自治体から指摘されている状況である。

さらに、高濃度 PCB 使用製品であるか否かは、その製造事業者の協力を得ることが掘り起こし調査の効率化につながるとの指摘がある。

このため、調査対象事業者の選定に当たっての基礎とすべき自家用電気工作物の設置者の情報について、PCB 特措法の届出情報、JESCO への登録情報、電気事業法の届出情報等を国において整理・突合し、要調査対象事業者の絞り込みや連絡先住所のアップデートを行うなど、効率的に都道府県市にデータを提供することが必要である。

また、環境省、経済産業省、都道府県市、電気保安関係者等の関係者間の連携を一層強化するため、全国版及び地方版の「PCB 廃棄物早期処理関係者連絡会」をできる限り開催頻度を上げて継続的に開催することが必要である。この際、PCB 使用製品の性状を把握している PCB 使用製品の製造事業者等に当該連絡会の参加を求めることが適当である。

さらに、PCB 使用製品の性状を把握している当該製品の製造事業者においては、ホームページによる情報発信や相談窓口の設置等の従来の対応に加え、自社の PCB 使用製品の設置者に対して、PCB 使用製品の該当性や早期処理の必要性について積極的に周知するよう努めることが必要である。

また、各自治体における掘り起こし調査は、今年度以降、本格化する見込みである一方、北九州市の事例を踏まえれば、掘り起こし調査の完了までに少なくとも 5 年を要することも考えられる。このため、各自治体においては、処理完了期限に間に合うよう、いつまでに掘り起こし調査を終えるのか具体的な目標を持って調査を進める必要があり、国としてもこれを後押しすることが必要である。

なお、掘り起された高濃度 PCB 使用製品及び PCB 廃棄物については、これまでの PCB 廃棄物の処理実績等も考慮し、総体として、調査漏れがないかを検証する必要があるとともに、特に高濃度の PCB 使用安定器の掘り起こし調査の対象や

手法についても、より効果的なものとなるよう関係者間の連携を強化することが適当である。

(アンケート調査の回収率向上の方策)

アンケート調査票の回収率は、調査対象事業者をどのように設定しても 50% 程度であり、回答があったとしても、記載内容には既存の届出の有無や PCB 汚染の有無に不明な点があり、戸別訪問等の精査作業が不可欠となっている。さらには、未回答の事業者に対する追跡調査も必要であることから、調査完了までに複数年度を要する状況である。

このようにアンケート調査だけでは実態把握が困難なことから、高濃度の PCB 使用製品・廃棄物の使用・保管の状況を都道府県市が把握できるよう、報告徴収や立入検査を行うことを可能とする制度的措置を検討する必要がある。

(使用中の PCB 使用製品に対する掘り起こし調査の強化)

PCB 特措法は「廃棄物」に係る法制度であり、同法に基づく都道府県市の権限は PCB 廃棄物に限定されているため、PCB 使用機器を使用する事業者に対する都道府県市による掘り起こし調査の実施は困難である。

こうした中で、電気事業法の電気工作物に該当する PCB 使用製品については、電気事業法に基づき、平成 13 年 10 月 15 日の時点で使用中のものについては同日から 1 年以内の報告が義務づけられており、PCB 使用製品に該当するかどうか平成 13 年 10 月 15 日の時点で判明していなかった電気工作物については、その後 PCB 使用製品であることが判明したときに報告が義務付けられている。また、PCB 使用機器に該当する電気工作物を廃止したときにも、電気事業法に基づき報告が義務づけられている。これらにより、電気工作物に該当する PCB 使用製品については、本来はすべての PCB 使用製品が把握されているべきところ、都道府県市の調査結果等によれば、必ずしもすべての PCB 使用製品が届け出られている訳ではないことに留意が必要である。

このように電気事業法の電気工作物に該当する PCB 使用製品については、同法に基づく届出が既に義務づけられていることから、無届けの電気工作物の掘り起こしに向けて、報告徴収や立入検査など同法の枠組みを最大限活用し、事業者に対する指導を徹底することが必要である。

電気事業法の電気工作物に該当しない安定器については、都道府県市が報告徴収や立入検査を行うことができるよう PCB 特措法の見直しを検討する必要がある。なお、安定器については、電気製品等と同様に、電気工作物に付随して使用される「電気使用機械器具」に位置づけられており、電気事業法の電気工作物には該当しないものの、環境省及び都道府県市による掘り起こし調査に加えて、JESCO における PCB 廃棄物の処理手続や、電気工作物に該当する PCB 使用製品の掘り起こし調査に際しても、周知を行っていくことが考えられる。

さらに、全国版及び地方版の「PCB 廃棄物早期処理関係者連絡会」ができる限り頻度を上げて継続的に開催し、関係者間の連携・協力の具体的な進め方について協議するとともに、掘り起し調査の進捗状況について定期的にフォローアップを行うなど、環境省、経済産業省、都道府県市、電気保安関係者等の関係者間の

連携体制を一層強化することが必要である。この際、PCB 使用製品の性状を把握している PCB 使用製品の製造事業者等に当該連絡会の参加を求めることが適当である。

イ 使用中の高濃度 PCB 使用製品が全て使用を終了すること

【主なポイント】

- PCB 廃棄物の処理期限を過ぎても PCB 使用製品の使用を継続する事業者が相当数残るおそれがあるため、使用中の PCB 使用製品に対し使用停止を求めるための追加的な方策について検討することが必要。

① PCB 廃棄物処理基本計画における主な記載内容

- 第2章第3節2（2） 都道府県市の取組
都道府県市は、使用中の使用製品についても将来処理が必要となることを踏まえ、各地方産業保安監督部等と連絡調整し、対応するものとする。
- 第2章第3節2（3） 国の取組
これらの取組においては、使用中の使用製品についても、計画的な処理がなされるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 第2章第3節3 処分を中間貯蔵・環境安全事業株式会社に委託する保管事業者の責務
使用製品を使用する事業者についても、廃棄物処理法による排出事業者責任に基づき、また、平成37年までのポリ塩化ビフェニルの使用の全廃を規定するストックホルム条約を踏まえ、自ら処理を行わない場合は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の各事業に係る計画的処理完了期限までに同社に処分の委託を行うことが必要である。

② これまでの進捗状況

- PCB 使用製品は、昭和46年の通商産業省（当時）のPCBの製造中止、回収等の行政指導以降も、現在まで継続して使用中の機器が数多く存在。計画的処理完了期限前に早急にその使用停止・処理を進めることが必要。
- 使用中のPCB使用製品の状況を把握するため、PCB特措法第8条の規定によるPCB廃棄物の保管状況等の届出にあっては、同法施行規則に定める様式において、PCB使用製品の使用状況も記載するよう措置しているところ。
 - また、電気事業法に基づき、PCB含有電気工作物の施設制限やPCB含有電気工作物の設置者の報告義務等を課しているところ（PCB濃度にかかわらず）。
 - ※ PCBを含有する電気機械器具を電路に施設することを昭和51年以降禁止（ただし、昭和51年当時から施設されている電気機械器具の施設継続は禁止されていない）【電気設備に関する技術基準を定める省令】
 - ※ PCBを含有する電気工作物の使用を覚知した際の使用届の提出、廃止した際の廃止届の提出及び漏えい事故時の報告を義務付け【電気関係報告規則】
- 都道府県市においては、行政指導により、PCB廃棄物の期限内処理を勘案した計画的使用廃止をPCB使用製品の使用事業者に促している状況。

- 特に安定器の使用については、平成 12 年に、公共施設における PCB 使用安定器について、平成 13 年度末までにその交換を終える等の安全対策を講じるよう、平成 12 年 11 月の閣議了解に基づき、同年 12 月に厚生省（当時）から都道府県市に周知したところ。しかしながら、PCB 問題の端緒から約 40 年経過しても未だ使用が継続され PCB が漏えいする事故が生じていることから、平成 26 年 10 月及び平成 27 年 10 月に都道府県市に対し、環境省から改めて注意喚起するよう通知したところ。
- また、安全性の面からは照明器具の交換目安は約 10 年とされており、例えば器具内の安定器の絶縁劣化により、まれに発煙事故に至る事例も発生しているところ。こうした中で、高濃度の PCB を含む安定器については、その製造から既に 40 年以上も経過していることから、日本照明工業会においては、ホームページやパンフレット等により、その点検や早期交換に係る呼びかけを行っているところ。同様の観点から経済産業省からも、平成 21 年 5 月に、地方自治体に対して、長期使用の業務用・施設用照明器具等を速やかに交換するよう通知を行ったところ。
- PCB 特措法に基づく届出によると、平成 26 年 3 月現在で、トランス類 550 台、コンデンサ類 6,414 台、安定器 94,948 個が使用中。使用機器数は減少傾向にあるが、PCB 廃棄物の処理期限を過ぎても PCB 使用製品の使用を継続する事業者が相当数残るおそれ。

表 2 高濃度 PCB 使用製品の使用数 (PCB 特措法に基づく届出によるもの)
(平成 26 年 3 月現在)

PCB 処理事業名	トランス類	コンデンサ類	安定器
北九州	54 台	980 台	20,828 個
大阪	162 台	1,141 台	18,654 個
豊田	106 台	1,724 台	12,774 個
東京	146 台	1,510 台	22,622 個
北海道（室蘭）	82 台	1,059 台	20,070 個
合計	550 台	6,414 台	94,948 個

備考 :

- 1) トランス類は、高濃度に区分された高圧トランス（ネオントランスを除く。）、リアクトル、放電コイル、計器用変成器、整流器、誘導電圧調整器、ラジエーター等が含まれる。
- 2) コンデンサ類は、高濃度に区分された高圧コンデンサ、サーボアブソーバー等が含まれる。
- 3) 安定器は、高濃度に区分された安定器が含まれる。
- 4) 低圧トランス及び低圧コンデンサのうち小型のもの、廃 PCB 等、感圧複写紙等上記以外の高濃度 PCB 廃棄物は本表には含まれていない。

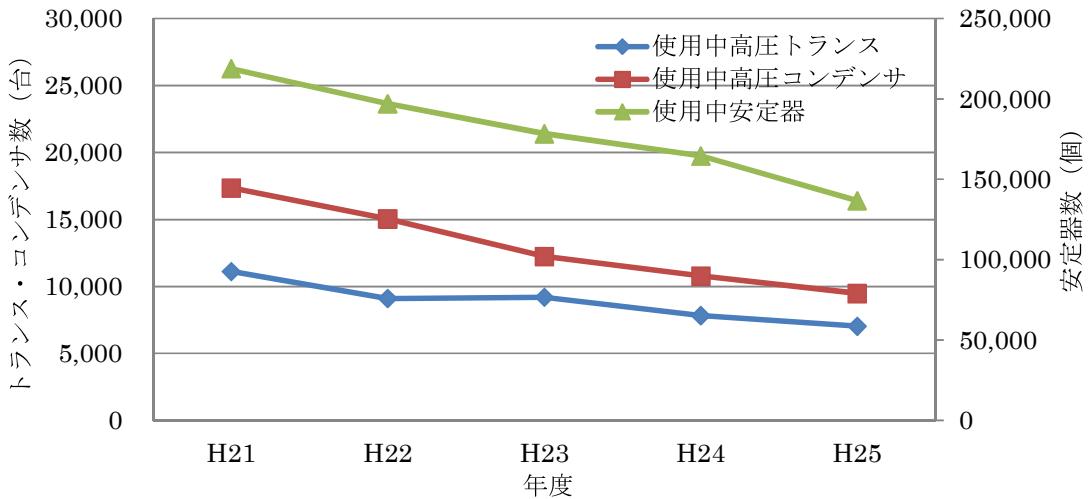


図1 PCB 使用製品の使用数
(PCB 特措法に基づく届出によるもの)

備考 届出は、平成 25 年度実績から高濃度と低濃度を区分して記載することとなっており、平成 24 年度以前のデータについては高濃度と低濃度を区分したデータが存在しないため、本図については、平成 24 年度以前のデータと平成 25 年度データを比較できるよう、届出のうち、高圧トランス、高圧コンデンサ、安定器のみの使用数で、高濃度 PCB 廃棄物と低濃度 PCB 廃棄物を合算した値を示している。

- また、掘り起こし調査の進捗状況にかんがみれば、上記以外に、PCB 特措法に基づく届出がなされていない使用中の PCB 使用製品が相当数存在すると見込まれるところ。

③ 今後の検討課題と追加的方策

(掘り起こし調査の迅速かつ確実な実施)

※ 前述のとおり

(PCB 特措法と電気事業法の届出制度の更なる活用)

PCB 特措法に基づく届出においては、使用製品の使用状況を PCB 廃棄物の保管事業者にのみ記載を依頼しているため、例えば、使用中の PCB 使用製品のみを保有する事業者は届出義務の対象外となっている。トランス類・コンデンサ類については、電気事業法に基づく届出と PCB 特措法に基づく届出内容を機器 1 台単位で情報の突合をすることで、使用量の把握が一定程度可能と考えられる。

このため、PCB 使用製品の使用状況を的確に把握できるよう、PCB 特措法に基づく届出制度と電気事業法に基づく届出制度の整合性を図りつつ、その見直しを行うとともに、使用中の PCB 使用製品が廃棄物として排出される際の橋渡しが円滑に行われるよう関係者間で情報共有が図れる仕組みを構築することが必要である。

(使用中の PCB 使用製品の廃止に向けた取組)

PCB 使用製品の使用をいつ廃止し、いつ廃棄物として排出するかは、現行制度上は使用者の任意に委ねられている状況にある（※）。こうした中で、その使用廃止に当たっては製品の買換えが必要となり、代替製品の購入費用と廃棄物の処理費用を要することになるため、PCB 廃棄物の処理期限を過ぎても PCB 使用製品の使用が継続されるおそれがある。また、処理期限経過後において排出された高濃度の PCB 廃棄物を処理することは事実上困難であり、その処理の目途が立たない PCB 廃棄物が発生するおそれがある。さらに、高濃度 PCB 使用製品については、その使用期間が既に 40 年を超えており、経年劣化が懸念されている。

※ 事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内に、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない旨、PCB 特措法に規定されているが、使用中のものについては、そのような規定は置かれていない。

※ 電気事業法においては、現行の電気設備に関する技術基準を定める省令第 19 条第 14 項において PCB を含有する電気機械器具は電路に施設してはならないとされており、これに適合しない場合は、電気事業法第 40 条に基づき、経済産業大臣はその使用を一時停止とすべきことを命じ、又はその使用を制限することができることとされている。なお、当該省令の施行の際現に施設し、又は施設に着手した電気機械器具については、当該省令の附則において、なお従前の例によるとされ、引き続き使用が可能とされている。

このため、特に高濃度の PCB 使用製品については、処理期限に間に合うよう一定の期限を設けてその使用廃止を義務付け、処理期限内に、確実に廃棄物として処理が行われるよう必要な制度的措置を検討する必要がある。また、電気事業法の電気工作物に該当する高濃度 PCB 使用製品に対しては、「電気設備に関する技術基準を定める省令」の附則の規定について所要の見直しを行うなど、経済産業省において、電気事業法の枠組みを最大限活用し、処理期限内に、確実にその使用を廃止させることが必要である。

なお、こうした措置を講ずるについては、計画的な処理を進めている事業者の取組を阻害することのないよう配慮することが適当である。

（輸送機器に組み込まれた高濃度 PCB 使用製品の廃止に向けた取組）

輸送機器に使用されている高濃度 PCB 使用機器については、電気事業法の適用対象外とされている。また、輸送機器の内部機器の中に組み込まれている場合、当該輸送機器に高濃度 PCB 使用製品が使用されているかどうか使用者が実際に確認することは困難であり、自らが高濃度 PCB 使用機器を使用しているかどうか分からぬ可能性がある。

このため、高濃度 PCB 使用製品に係る製造事業者等においては、ホームページによる情報発信や相談窓口の設置等の対応に加え、自社製品に係る高濃度 PCB 使用製品の該当性や早期処理の必要性について、積極的に周知するよう努める。また、特に中小事業者に対して技術的な支援や助言を行うなど、環境省、経済産業省、国土交通省、製造事業者及び使用事業者等の関係者が一丸となって、高濃度 PCB 使用製品の使用実態の把握や、その早期処理に向けた取組が円滑に進むような協力体制の構築等を検討する必要がある。

なお、国内自動車メーカーからの情報によれば、自動車については高濃度 PCB 使用製品は使用されていないと考えられる。

（関係機関の連携の一層の強化）

使用中の PCB 使用製品については、都道府県市は使用停止や廃棄等の指導権限を持っておらず、PCB 廃棄物の期限内処理を勘案した計画的使用を事業者に促している状況であり、対応には限界がある。PCB 使用製品を使用する事業者の指導等に当たっては、経済産業省や電気保安関係事業者等とも連携した取組が必要であり、平成 27 年 2 月に「PCB 廃棄物早期処理関係者連絡会」を開催し、環境省、経済産業省、関係自治体等が連携し、PCB 使用製品を使用する事業者も含め期限内の廃棄物処理に向けた指導等を行っていく認識を共有したところである。また、平成 27 年 8 月以降、JESCO の各事業エリアごとに地域版の関係者連会議を順次開催したところである。

なお、PCB 使用安定器については、平成 12 年 11 月 28 日に閣議了解がなされ、原則として平成 13 年度末までにその交換を終えるよう、関係省庁において必要な措置を講ずることとされたところであるが、今なお使用中の PCB 使用安定器は相当数存在すると考えられる状況にある。

※ PCB 特措法第 13 条において、環境大臣が、PCB 使用製品を使用する事業を所管する大臣に対し、PCB 使用製品を使用する事業者の協力を得ることが出来るよう必要な措置を講ずることを要請することができる旨規定。

このため、電気事業法の電気工作物に該当する PCB 使用製品については、同法の枠組みを最大限活用し、経済産業省が中心となって、確実にその使用が廃止されるよう必要な措置を講ずることが必要である。

また、電気事業法の電気工作物に該当しない安定器についても、関係者が一丸となって、その使用廃止に向けた取組を進めることができるよう、PCB 特措法の見直しを検討するとともに、前述の平成 12 年 11 月の閣議了解の実施状況について改めてフォローアップを行い、PCB 使用安定器を使用する事業の事業所管大臣に対し、改めて協力を要請することが適当である。さらに、安定器については、その製造から 40 年以上経ち、PCB の漏えい等の事故も発生していることから、その使用廃止に向け、環境省、事業所管官署、都道府県市、安定器の製造事業者等が連携しながら取り組んでいくことが重要である。また、安定器については、電気事業法の電気工作物には該当しないものの、PCB 特措法に基づく使用廃止に向けた取組に加えて、電気工作物に該当する PCB 使用製品の廃止に向けた取組に際しても、安定器の廃止に向けた周知を行っていくことが考えられる。

こうした状況を踏まえ、全国版及び地方版の「PCB 廃棄物早期処理関係者連絡会」をできる限り開催頻度を上げて継続的に開催し、特に安定器の廃止に向けた具体的な連携方策について協議するとともに、PCB 使用製品の廃止に向けた取組の進捗状況についてフォローアップを行うなど、環境省、経済産業省、都道府県市、電気保安関係者等の関係者間の連携体制を一層強化することが必要である。この際、PCB 使用製品の性状を把握している PCB 使用製品の製造事業者等に当該連絡会の参加を求めることが適当である。

ウ 高濃度 PCB 廃棄物全てについて、PCB 特措法に基づく届出がなされること

【主なポイント】

- PCB 特措法に基づく届出による平成 26 年 3 月現在の未処理の PCB 廃棄物及び使用中の PCB 使用製品の総量は、トランス類 6,322 台、コンデンサ類 118,575 台、安定器 4,701,198 個 (9,967 トン)。
- ただし、前述の掘り起し調査の進捗状況を踏まえれば、未だ届出がなされていないものが一定数存在すると見込まれるところ。
- また、高濃度 PCB 廃棄物であるにもかかわらず、低濃度 PCB 廃棄物として届出がなされているものがあるなど、届出内容の正確性には課題が存在するため、正確な届出がなされるよう、追加的な方策について検討することが必要。

① PCB 廃棄物処理基本計画における主な記載内容

● 第 2 章第 1 節 4 地方公共団体の役割

都道府県市は、国とともに、保管事業者に対し、特別措置法に基づく届出及び期間内の処分に係る義務並びに廃棄物処理法に基づく適正な保管その他の義務に関し、周知徹底を図ることに努める。

● 第 3 章第 1 節 1 全国のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等状況の情報の収集、整理及び公開

国は、全国的なポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況について、国民、地方公共団体その他の関係者に広く情報提供するため、都道府県市に届出された保管及び処分の状況に関する情報を集約し、処分の進捗状況等を分かりやすく提示していくよう努める。

② これまでの進捗状況

(PCB 特措法に基づく届出量)

- PCB 特措法第 8 条の規定による届出について、平成 26 年 3 月に届出様式を改正し、高濃度 PCB 廃棄物・低濃度 PCB 廃棄物の区分欄を追加。
- 保管事業者の責務に関する理解の増進のためのパンフレットを作成・頒布。
- 環境省においては、都道府県市に届出された保管等の状況に関する情報を集約し、毎年度、公表しており、平成 26 年 3 月現在の PCB 特措法に基づく届出状況は、未処理の PCB 廃棄物量（届出量合計（保管量+使用量））は、トランス類 6,322 台、コンデンサ類 118,575 台、安定器 4,701,198 個 (9,967 トンに相当)。
- ただし、前述の掘り起し調査の進捗状況を踏まえれば、未届けのものが一定数存在するものと見込まれるところ。
※ 今後、掘り起こし調査の進展により、未届けの PCB 廃棄物量が増加する見込みであるが、前述の北九州市における掘り起し調査の事例を踏まえれば、その量が大幅に増加することはないものと思料される。

表3 高濃度PCB廃棄物の届出状況（平成26年3月現在）

PCB処理事業名	トランス類	コンデンサ類	安定器
北九州	A：保管量	326台	9,015台
	B：使用量	54台	980台
	C：届出量合計 (A+B)	380台	9,995台 ※719トン
大阪	A：保管量	745台	25,343台
	B：使用量	162台	1,141台
	C：届出量合計 (A+B)	907台	26,484台 ※1,928トン
豊田	A：保管量	1,252台	17,578台
	B：使用量	106台	1,724台
	C：届出量合計 (A+B)	1,358台	19,302台 ※1,634トン
東京	A：保管量	2,238台	38,709台
	B：使用量	146台	1,510台
	C：届出量合計 (A+B)	2,384台	40,219台 ※4,082トン
北海道 (室蘭)	A：保管量	1,211台	21,516台
	B：使用量	82台	1,059台
	C：届出量合計 (A+B)	1,293台	22,575台 ※1,605トン
合計	A：保管量	5,772台	112,161台
	B：使用量	550台	6,414台
	C：届出量合計 (A+B)	6,322台	118,575台 ※9,967トン

備考：

- 1) トランス類は、高濃度に区分された高圧トランス（ネオントランスを除く。）、リアクトル、放電コイル、計器用変成器、整流器、誘導電圧調整器、ラジエーター等が含まれる。
- 2) コンデンサ類は、高濃度に区分された高圧コンデンサ、サーボアブソーバー等が含まれる。
- 3) 安定器は、高濃度に区分された安定器が含まれる。
- 4) 低圧トランス及び低圧コンデンサのうち小型のもの、廃PCB等、感圧複写紙等上記以外の高濃度PCB廃棄物は本表には含まれていない。
- 5) 安定器の届出重量は推計値（※印）。

(届出内容の正確性)

- PCB特措法に基づく届出内容と、JESCOへの登録機器に関する情報と比較すると、本来高濃度PCB廃棄物であるにもかかわらず、低濃度PCB廃棄物に区分されて届出されているものがあると、JESCOから指摘されているところ。

③ 今後の検討課題と追加の方策

(掘り起し調査の迅速かつ確実な実施)

※ 前述のとおり

(高濃度及び低濃度 PCB 廃棄物の実効性のある判別手法・システムの検討)

高濃度 PCB 廃棄物は、トランス類、コンデンサ類、安定器に貼り付けられている銘板に記載された型式、種別、性能（安定器の力率）、製造年月等の情報から判別可能である。しかしながら、長期の保管により、当該銘板が汚損するなどにより不鮮明なもの、製造業者が既に倒産しているなどにより情報が不足し、高濃度 PCB 廃棄物と確実に判別できないものが存在している。このようなものは、高濃度 PCB 廃棄物に情報上合致しないという理由により低濃度 PCB 廃棄物として届出がなされているものもあると考えられる状況にある。

こうした状況を踏まえ、電気機器の製造者の協力の下、高濃度及び低濃度 PCB 廃棄物の判別に必要な情報の整理と当該情報を用いた PCB 特措法に基づく届出情報を一元的にデータ管理するシステムの構築を検討する必要がある。

(届出データと処理実績データの共通化・一体化)

使用中の PCB 使用製品、PCB 廃棄物及び JESCO における処理実績の関係性が明らかとなるようなデータ管理が必要である。

このため、電気事業法に基づく届出情報、PCB 特措法に基づく届出情報、JESCO の登録・処理情報の管理手法を共通化・一体化することにより、届出量と登録・処理量の増減関係、紛失事案等の発生状況等について関係者で共有するとともに公表することを検討する必要がある。

エ 届出がなされた全ての高濃度 PCB 廃棄物について、JESCO への処分委託が行われること、その後速やかに当該 PCB 廃棄物が JESCO に搬入され、適正に処理されること

【主なポイント】

- PCB 廃棄物については、都道府県市や JESCO の指摘によれば、PCB 特措法に基づく届出がなされている PCB 廃棄物であっても、JESCO への登録が未だなされていないものが相当数存在。計画的処理完了期限内に一日でも早く JESCO への処分委託が確実に行われるよう、追加的な方策について検討することが必要。
- JESCO に処理委託された PCB 廃棄物の処理は、概ね順調に進んでいるが、今後は、設備の経年劣化に伴うトラブルが増加するおそれがあることから、施設の健全性を継続的に確保することが必要。

① PCB 廃棄物処理基本計画における主な記載内容

● 第2章第3節2（1）中間貯蔵・環境安全事業株式会社の取組

中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、その拠点的広域処理施設において、安全を第一として適正かつ確実な処理を行うこととする・・・今後は特に処理設備の経年劣化を考慮し、処理施設の保守点検を計画的かつ確実に行うことことが重要である。このため、日常点検及び年一回の定期点検を確実に行うとともに、部品や設備が計画的に更新されるよう各事業ごとに長期設備保全計画を策定し、これらに基づく設備の更新を着実に行っていくこととする・・・都道府県市及び保管事業者と十分な連絡調整を行った上で、計画的な処理を推進するものとする。さらに、処理費用の負担能力が低い保管事業者でも円滑に処理委託ができるよう、分割して処理費用を支払うための仕組みを整える。また、計画的な処理委託を行おうとする保管事業者の状況に配慮しつつ、意図的に処理委託を行わない者に対しては、処理料金が上がることを早期に告知する等により、計画的な処理委託を促進することを検討するものとする

● 第2章第3節2（3）国の取組

国は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が行う事業の全般を統括し、中間貯蔵・環境安全事業株式会社を指導監督する。具体的には、拠点的広域処理施設における処理が、引き続き安全を第一としつつ計画的に行われるよう中間貯蔵・環境安全事業株式会社を指導監督するとともに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が、事業の実施状況について、地域住民、保管事業者等の関係者とのコミュニケーションを通じ、事業に対するより一層の理解を得るために努めるよう指導監督する・・・中間貯蔵・環境安全事業株式会社が行う拠点的広域処理施設の補修・点検・更新に対し資金の補助を行うことを通じ、当該処理設備の健全な維持を確保するものとする

● 第2章第3節3 処分を中間貯蔵・環境安全事業株式会社に委託する保管事業者の責務

保管事業者は、自ら処分を行う場合を除き、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の各事業に係る計画的処理完了期限までに同社に処分の委託を行う必要がある。使用製品を使用する事業者についても、廃棄物処理法による排出事業者責任に基づき、また、平成37年までのポリ塩化ビフェニルの使用の全廃を規定す

るストックホルム条約を踏まえ、自ら処理を行わない場合は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の各事業に係る計画的処理完了期限までに同社に処分の委託を行うことが必要

- 第2章第6節1 中小企業者等の負担軽減措置

中小企業者等については、費用負担能力が小さいため、高圧トランス・コンデンサ等及び安定器等・汚染物に係る高額な処理費用の負担軽減を図り、計画的に、確実かつ適正な処理を促進することが必要である。このため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を国及び都道府県が協調して造成し、中小企業者等が、高圧トランス・コンデンサ等及び安定器等・汚染物の処分を中間貯蔵・環境安全事業株式会社に委託して行う場合に、その処理費用が軽減されるよう、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金から処理の主体である中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対して中小企業者等の費用負担軽減に要する額を支出することとする。

- 第2章第1節2 製造者等の役割

製造者等は、特別措置法に基づく環境大臣の協力の要請を踏まえ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金への資金の出えんについて協力することが求められるほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の必要性に関する国民、保管事業者及び使用製品を使用する事業者への普及啓発等、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の円滑な推進に協力しなければならない。

② これまでの進捗状況

(JESCOへの登録)

- PCB特措法においては、PCBの保管事業者等に対し、政令で定める期間内に(平成38年度末までに)、そのPCB廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託することを義務付け(※)。
※ 違反に対しては、当該事業者に対し、期限を定めて、当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置を講ずべきことを命ずることが可能。
- また、PCB廃棄物処理基本計画においては、高濃度PCB廃棄物については、上記の政令で定める期限よりも前倒しで、地域毎やPCB廃棄物の種類毎に処理期限を設定。
- こうした中でJESCOにおいては、PCB廃棄物処理基本計画に定める計画的処理完了期限内の処理を達成するため、高濃度PCB廃棄物の保管事業者等に対して、JESCOへの処分委託に先立つ登録を速やかに行っていただくよう営業活動(※)を実施しているところ。
※ 早期登録による処分料金の割引制度の導入、処分料金の分割払い制度の導入、意図的に登録を行わない者に対する処理料金の値上げの告知の検討等
- 都道府県市やJESCOの指摘によれば、PCB特措法に基づく届出がなされているPCB廃棄物のうち、JESCOへの登録が未だなされていないものが相当数存在すると推測される。現に、PCB特措法に基づく届出量とJESCOへの登録量とを比較すると、表4のとおり、トランス類は届出量より登録量が約3千台少なく、

コンデンサ類は届出量より登録量が約9千台少ない状況。届出量と登録量の差異は、ウ②で述べた届出内容の正確性の問題や意図的に登録を行わない者の存在によるものと考えられる。また、安定器については、平成26年3月時点では、基本計画の変更前であり、大阪、豊田、東京事業の登録量を整理していないことが差異の主な要因。

表4 高濃度PCB廃棄物のJESCOへの登録状況(平成26年3月現在)

PCB処理事業名	トランス類	コンデンサ類	安定器
北九州	C：届出量合計 (表3 A+B)	380台	9,995台 339,029個 ※719トン
	D：登録量(未処理分のみ)	249台	6,500台 506トン
	E：(C-D)	131台	3,495台 213トン
大阪	C：届出量合計 (表3 A+B)	907台	26,484台 909,229個 ※1,928トン
	D：登録量(未処理分のみ)	515台	21,111台 0トン
	E：(C-D)	392台	5,373台 1,928トン
豊田	C：届出量合計 (表3 A+B)	1,358台	19,302台 770,598個 ※1,634トン
	D：登録量(未処理分のみ)	800台	17,649台 0トン
	E：(C-D)	558台	1,653台 1,634トン
東京	C：届出量合計 (表3 A+B)	2,384台	40,219台 1,925,487個 ※4,082トン
	D：登録量(未処理分のみ)	1,017台	43,821台 0トン
	E：(C-D)	1,367台	▲3,602台 4,082トン
北海道	C：届出量合計 (表3 A+B)	1,293台	22,575台 756,855個 ※1,605トン
	D：登録量(未処理分のみ)	921台	20,315台 1,001トン
	E：(C-D)	372台	2,260台 604トン
合計	C：届出量合計 (表3 A+B)	6,322台	118,575台 4,701,198個 ※9,967トン
	D：登録量(未処理分のみ)	3,502台	109,396台 1,507トン
	E：(C-D)	2,820台	9,179台 8,460トン

備考

- 1) トランス類は、高濃度に区分された高圧トランス（ネオントランスを除く。）、リアクトル、放電コイル、計器用変成器、整流器、誘導電圧調整器、ラジエーター等が含まれる。
- 2) コンデンサ類は、高濃度に区分された高圧コンデンサ、サーボアブソーバー等が含まれる。
- 3) 安定器は、高濃度に区分された安定器が含まれる。
- 4) 低圧トランス及び低圧コンデンサのうち小型のもの、廃PCB等、感圧複写紙等上記以外の高濃度PCB廃棄物は本表には含まれていない。
- 5) 安定器の届出重量は推計値（※印）。

(JESCOへの処分委託)

- PCB 廃棄物の保管事業者に対しては、都道府県市により、期限内処理に係る指導が一定程度なされているが、保管事業者以外の事業者（未届事業者や、使用中の PCB 使用製品保有者と思料される）に対する周知、指導の実施状況は依然として低い状況。

表5 アンケート調査による事業者への期限内処理の指導等実施状況
(平成25年4月～平成26年10月の実施状況、調査対象113都道府県市、複数回答あり)

保管事業者の全てに対し実施した	55 自治体
保管事業者の一部に対し実施した	50 自治体
保管事業者以外の全ての事業者に実施した	8 自治体
保管事業者以外の一部の事業者に実施した	24 自治体
現時点では、実施していない	4 自治体*

* 平成27年12月時点では、これら4自治体においては、保管事業者以外の一部の事業者に対する指導が実施されている。

- JESCO の指摘によると、登録を行った事業者のうち、一部の事業者は、処理費用の負担が大きいことを理由に、処分委託契約の締結を行っていない状況。
- アンケート調査によれば、保管中の PCB 廃棄物が毎年数十件の紛失事案及び PCB 廃棄物を一般の産業廃棄物として故意に又は誤って処分した事案等の不適正処理事案、毎年数件の不法投棄事案が現在も発生しており、このような廃棄物が適正に処分委託されていない状況。また、保管中の PCB 漏えいなどの事故事案も年間数十件発生し、保管事業者の破産、死去、相続等に起因して処理が滞っている事案が顕在化している都道府県市も存在する状況。
- 中小企業者等の費用負担能力が小さい者における処分委託を促進するため、PCB 廃棄物処理基金を国及び都道府県が協調して造成し（造成額は総額約560億円を予定）、処分料金の70%を軽減。平成26年4月には、処理費用軽減対象者に「常時使用する従業員の数が100人以下の法人」及び「個人」を追加するとともに、特に費用負担能力が脆弱な「個人（ただし、個人事業主を除く。）」及び「破産している法人」について、処分料金の95%を軽減することとしたところ。
- JESCOにおいては、従前まで処分料金は一括支払いとしていたが、平成27年度（北九州事業地域は平成26年度）から中小企業者等について分割支払いを可能とする仕組みを導入。また、現行の基本計画においては、意図的に処理委託を行わない者に対して、処理料金が上がることを早期に告知する等により、計画的な処理委託を促進することとされている。

(JESCOにおける処分の状況)

- JESCOにおいて、平成26年度に5事業所に係る長期保全計画を策定し、毎年度、PDCAサイクルの中で適宜見直すこととしたところ。また、過去に発生した全てのトラブルについて、5事業所における対応状況を再点検の上、ト

ブルの事業所間水平展開を継続的に実施。ただし、平成 27 年 10 月 30 日には、JESCO の北九州 PCB 処理施設からの排ガス中に同市との協定に基づく基準値を超えるベンゼンが検出されていることが判明したところであり、改めて安全確保の徹底を図ることとしたところ。

- 環境省において、JESCO の処理施設の長期保全計画や定期点検の結果に基づく改造、点検及び補修に係る費用の一部を補助する事業を実施。
- JESCO における処理の進捗状況については、近年、処理施設がおおむね処理能力どおりの処理を行えており、実績が積み重なっているところ。具体的には、これまでの JESCO における処理実績を踏まえ、平成 26 年 3 月現在の届出量及び登録量を勘案しつつ、平成 27 年 3 月現在の処理の進捗率を算出すると、全体として、トランス類 69%、コンデンサ類 68%、安定器 23% と推計されるところ。
- また、基本計画に基づく JESCO における新たな事業地域を越えた広域的な処理については、今年度から処理が開始されているところ。ただし、処理の進捗状況等から、東京事業地域から北海道 PCB 処理事業所に搬入する安定器等・汚染物及び北海道事業地域から大阪 PCB 処理事業所に搬入する特殊コンデンサについては、平成 28 年度開始を視野に調整を行っているところ。
- JESCO における高濃度 PCB 廃棄物の処理に伴って生じる二次廃棄物については、PCB 濃度が 5,000mg/kg 以下のものが大半を占め、これは無害化処理認定事業者に処理委託されている。
- JESCO においては、「PCB 廃棄物処理事業検討委員会」を設置し、処理の安全性や確実性を確保するために、事業内容について学識経験者から技術的検討・助言を得ることとしている。また、JESCO の全国 5箇所の PCB 処理事業所ごとに有識者や地元関係者等からなる PCB 処理監視委員会等が設置され、その監視の下、安全かつ適正な PCB 廃棄物処理を推進することとされている。

- 紙等上記以外の高濃度 PCB 廃棄物は含まれていない。
4) ※印は安定器の個数又は重量を基にした推計値。
5) 安定器の処理量、搬入量にはドラム缶等の重量は含まない。
6) 処理量及び搬入量には試運転時の台数は含まない。

③ 今後の検討課題と追加の方策

(JESCO への処分委託を促進するための方策)

PCB 特措法においては、政令で定める期間内に（平成 38 年度末までに）、その PCB 廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託することを義務付け、義務違反については、必要な措置を命ずることができることとされている一方、PCB 廃棄物処理基本計画に基づく計画的処理完了期限内の処理については、そのような規定は設けられていない。

また、基金による中小企業等に対する支援や JESCO による割引制度・分割払い制度による費用負担軽減策が講じられているにもかかわらず、処分費用を負担する準備ができていないために JESCO への登録や処理委託を忌避している事業者があると都道府県市、JESCO から指摘を受けているところ。

こうした状況を踏まえ、PCB 特措法の政令で定める期限（平成 38 年度末）ではなく、PCB 廃棄物処理基本計画に定める計画的処理完了期限内の処理を確保するため、事業者による処理の状況を踏まえ必要な場合には改善命令を発出できるよう、PCB 特措法の見直しを検討する必要がある。この際、計画的な処理を進めている事業者について配慮することが必要である。

特に中小企業者等に対する支援方策については、現在、（独）環境再生保全機構に基金が設けられ、これを活用した支援が行われているところであり、引き続き継続していく必要がある。また、同基金による支援の拡充については、その必要性も含めて、既に先行して費用負担をした者との公平性の観点と期限内の PCB の確実な処理の推進の観点の両面から検討が必要である。なお、中小企業等に対する支援方策の検討に当たっては、意図的に処理委託を行わない者に対する処理料金の値上げが基本計画に盛り込まれていることの取り扱いについても併せて検討が必要である。

また、計画的処理完了期限内の処理委託が円滑かつ迅速に行われるよう、JESCO においては長期的な処理の見通しを明らかにするとともに、事業者においても今後の処理委託の見通しを明らかにし、相互に調整が図られることが適当である。また、超大型の PCB 使用機器については、その設置場所からの搬出が容易ではなく、含まれる PCB 量も格段に多いことに留意する必要がある。

さらに JESCO においては、期限内の処理完了に向けた定量的なロードマップを明らかにし、処理の進捗に応じて毎年更新するなど、このロードマップについて不断の検証を行うことが適当であり、環境省としてもこうした取組をしっかりと後押しすることが必要である。

(保管事業者の破産、死去、相続等に起因して処理が滞っている事案への対応)

保管事業者の破産、死去、相続等に起因して PCB 廃棄物の処理が滞っている事案については、当該 PCB 廃棄物を期限内に処分する法的な義務が存在する保管事業者が不明確になり、都道府県市の関係事業者に対する指導に支障が生じており、

このような場合のグッドプラクティスの集積や都道府県市による代執行に対する支援策の検討が必要であると都道府県市から指摘を受けているところである。

こうした状況を踏まえ、処理完了期限内の処理を確保するための行政代執行を円滑にする制度の導入を検討する必要がある。また、事業者が不存在、資力不足等の場合であって、行政代執行に要した費用を当該事業者から徴収することが困難な場合について、支援のあり方を併せて検討する必要がある。

(処理施設の健全性を確保するための方策)

高濃度 PCB 廃棄物については、地元の関係者の理解と協力の下、その処理が進められているものであり、安全確保を第一として適正かつ確実な処理を行うことが大前提である。特に、地元自治体との環境保全協定を遵守することが当然に求められる。

このため、引き続き、処理施設の日常保全、定期点検を実施するとともに、長期保全計画に基づき、施設の適切な補修又は更新を確保することが必要である。

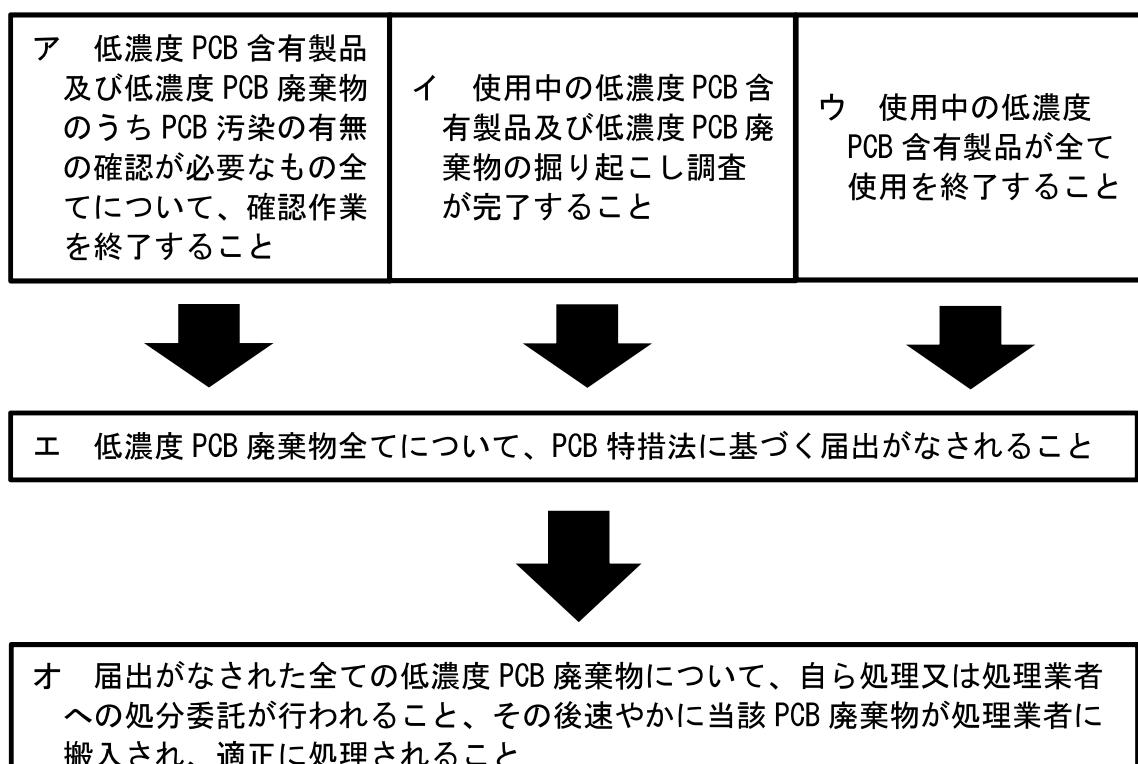
また、災害対策や万一のトラブルの発生に対しても被害の未然防止策等について柔軟に対応できるよう継続的な検討が必要である。

なお、基本計画に定められた JESCO の処理施設の安全確保策を着実に実施するだけでなく、ソフト・ハード両面において、安全確保に向けた取組を、PCB 廃棄物処理事業検討委員会及び PCB 処理監視委員会等の監視・助言の下で徹底することが必要である。

4. 低濃度 PCB 含有製品・廃棄物に係る基本的な考え方と追加の方策

(1) 低濃度 PCB 含有製品・廃棄物に係る基本的な考え方

- 低濃度 PCB 廃棄物の処理完了期限は、PCB 廃棄物処理基本計画に定められた高濃度 PCB 廃棄物の処理期限よりも後に設定されており、PCB 特措法施行令に規定された平成 39 年 3 月 31 日が処理期限とされている。
- このため、処理期限が先に到来する高濃度 PCB 廃棄物の処理完了に向けた取組を重点的に進めることが必要であるが、低濃度 PCB 廃棄物についても処理期限内にその処理を終えなければならないという点では重要性に変わりはなく、現時点から着実に取組を進めつつ、下記のフロー図の各項目について進捗管理を行うことが必要である。
- その際、PCB 特措法制定以降に微量 PCB 汚染廃電気機器等の問題が発覚したため使用中のものが相当数あることが想定されること、微量 PCB 汚染の原因を踏まえ、関係者が共通の理解の下で納得感をもってこの処理を行うことが重要であること、低濃度 PCB 廃棄物の処理体制については整備の途上にあり、その充実・多様化を図ることが重要であるなど、高濃度 PCB 廃棄物とは状況・事情が異なる点にも留意することが必要である。



(2) 低濃度 PCB 含有製品・廃棄物に係る追加的方策

ア 低濃度 PCB 含有製品及び低濃度 PCB 廃棄物のうち PCB 汚染の有無の確認が必要なもの全てについて、確認作業を終了すること

【主なポイント】

- PCB 含有製品及び低濃度 PCB 廃棄物のうち、微量 PCB 汚染廃電気機器等については、PCB 汚染の有無を実際に分析しなければ確認できず、正確な使用量及び保管量を把握するための方策について検討することが必要。
- 使用中の電気機器のうち、封じ切り機器については、分析のために一部破壊等が伴い、分析の結果、PCB 汚染がなくとも使用を廃止しなければならないものがあることに留意が必要。

① PCB 廃棄物処理基本計画における主な記載内容

- 第2章第4節3 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に関する情報提供等

電気機器等を製造した者及び一般社団法人日本電機工業会、一般社団法人日本電線工業会等の関係団体は、電気機器等を使用している事業者に対して、ポリ塩化ビフェニル汚染の可能性に関する情報提供を引き続き行うものとする。

微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染された又はその可能性がある電気機器等を使用している事業者は、その使用を終え、電気工作物を廃止した場合には、電気機器等を製造した者及び一般社団法人日本電機工業会、一般社団法人日本電線工業会等の関係団体から提供されるポリ塩化ビフェニル汚染の可能性に関する情報に注意するとともに、必要に応じて、当該電気機器等を製造した者に対して、ポリ塩化ビフェニル汚染の可能性の有無について確認するものとする。また、当該電気機器等を製造した者からの情報により、当該電気機器等にポリ塩化ビフェニル汚染の可能性がある場合には、速やかに絶縁油中のポリ塩化ビフェニルの濃度を測定する等の適切な方法により、ポリ塩化ビフェニルにより汚染されているかどうかを確認するものとする。

- 第2章第4節2 測定方法の確立

国は、絶縁油中のポリ塩化ビフェニルを短時間にかつ低廉な費用で測定できる方法の確立を図ることとする。

② これまでの進捗状況

- 環境省において、「絶縁油中の微量 PCB に関する簡易測定法マニュアル」及び「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法」を策定し、測定方法を提示。
- PCB 廃棄物の処理に係る理解の増進のためのパンフレットを作成・頒布。同パンフレットにおいて、微量 PCB 汚染廃電気機器等の判別方法を記載。
- 低濃度 PCB 廃棄物のうち、微量 PCB 汚染廃電気機器等については、PCB 汚染の有無を実際に分析しなければ確認できないことから、低濃度 PCB 廃棄物に係る正確な使用量及び保管量は、現時点では不明であるものの、基本計画にお

いては、微量 PCB 汚染廃電気機器等の使用中を含めた推計量として、柱上トランス以外の電気機器が約 120 万台、柱上トランスが約 146 万台、OF ケーブルが約 1,400 キロメートル存在すると推計。

③ 今後の検討課題と追加的方策

PCB 汚染の有無を実際に分析する必要のある使用中の電気機器のうち、トランス類については、使用中であっても、封入された絶縁油を採油し、分析することができるが、絶縁油封じ切り機器であるコンデンサ類は、使用中の採油はできない構造となっており、使用を廃止しなければ分析は困難である。また、本来 PCB 汚染のないコンデンサ類の使用の廃止と代替機器の購入まで生じるおそれがある。さらに、PCB 汚染が認められた場合、通常の産業廃棄物と異なり特別な管理を要することから、分析を忌避する事業者が存在することが考えられるとの指摘を、事業者から受けているところである。

なお、使用中の電気機器の PCB 汚染の有無の確認方法については、現時点から技術的な検討を行っていく必要があるとの指摘がある。

このため、使用中の電気機器の PCB 汚染の有無に係る実態把握に努めるとともに、その確認方法に関する技術的検討を進めることが必要である。

イ 使用中の低濃度 PCB 含有製品及び低濃度 PCB 廃棄物の掘り起こし調査が完了すること

【主なポイント】

- 掘り起こし調査は、当面は、処理期間の短い高濃度 PCB 廃棄物等を中心に調査が進展すると見込まれるが、低濃度 PCB 廃棄物等については、排出事業者の実態を踏まえた方策について検討することが必要。

① PCB 廃棄物処理基本計画における主な記載内容

● 第2章第3節2（2）都道府県市の取組

都道府県市は、必要な調査を行った上で、管内における未処理の使用製品やポリ塩化ビフェニル廃棄物を網羅的に把握することが必要である。このため、事業者に対して使用製品の保有状況を確認するとともに、保管事業者と関係のある事業者団体等を通じて情報収集に努めるものとする。これらの取組においては、国、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、電気保安関係等の事業者等と協力して未処理事業者の一覧表を作成し、当該一覧表に掲載された事業者に対し、処理の時期を確認するものとする。（再掲）

● 第2章第3節2（3）国の取組

国は都道府県市と連携し、保管事業者及び使用製品を使用する事業者に対する計画的な処理の必要性を周知するとともに、使用中の使用製品やポリ塩化ビフェニル廃棄物の把握に努め、処理の時期の確認を行う。（再掲）

② これまでの進捗状況

● 平成26年8月に、掘り起こし調査マニュアルを策定し、都道府県市に周知するとともに、これに係る担当者説明会を同年8月に開催。当該マニュアルについて、電気機器に係る低濃度 PCB 廃棄物の排出事業者については、高濃度 PCB 廃棄物とほぼ重複することから、当面実施される高濃度 PCB 廃棄物の掘り起こし調査の実施に併せて、低濃度 PCB 廃棄物の掘り起こしを進める方針。

● 2（2）アのとおり、掘り起こし調査は、今後、実際には今年度以降、各自治体で本格化し、当面は、処理期間の短い高濃度 PCB 廃棄物を中心に調査が進展する見込み。

● また、電気事業法に基づき、PCB 含有電気工作物の設置者の報告義務等を課しているところ（PCB 濃度にかかわらず）。

※ PCB を含有する電気工作物の使用を覚知した際の使用届の提出、廃止した際の廃止届の提出及び漏えい事故時の報告を義務付け【電気関係報告規則】

③ 今後の検討課題と追加的方策

低濃度 PCB に関しては、PCB 特措法制定以降に微量汚染廃電気機器等の問題が発覚したため使用中のものが相当数あることが想定される。また、低濃度 PCB 含

有製品及び低濃度 PCB 廃棄物については、電気機器以外に汚泥等もあり、電気機器を設置する事業者を対象とする高濃度 PCB 使用製品及び高濃度 PCB 廃棄物の掘り起こし調査の対象外となっている。

このため、まずは高濃度 PCB 廃棄物の掘り起こし調査の実施に併せて低濃度 PCB 廃棄物の掘り起こしを進めるとともに、低濃度 PCB 廃棄物の実態に即した掘り起こし調査方法の検討を進めることが必要である。

また、電気事業法の電気工作物に該当する低濃度 PCB 含有製品については、同法の枠組みを活用して、その使用実態の把握を進め、関係機関間で情報共有を図る仕組みを構築することが必要である。

ウ 使用中の低濃度 PCB 含有製品が全て使用を終了すること

【主なポイント】

- まずは実態把握を十分に行った上で、低濃度 PCB 含有製品の廃止を進めるための方策について検討を行うことが必要

① PCB 廃棄物処理基本計画における主な記載内容

- 第2章第4節3 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に関する情報提供等

電気機器等を製造した者及び一般社団法人日本電機工業会、一般社団法人日本電線工業会等の関係団体は、電気機器等を使用している事業者に対して、ポリ塩化ビフェニル汚染の可能性に関する情報提供を引き続き行うものとする。

微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染された又はその可能性がある電気機器等を使用している事業者は、その使用を終え、電気工作物を廃止した場合には、電気機器等を製造した者及び一般社団法人日本電機工業会、一般社団法人日本電線工業会等の関係団体から提供されるポリ塩化ビフェニル汚染の可能性に関する情報に注意するとともに、必要に応じて、当該電気機器等を製造した者に対して、ポリ塩化ビフェニル汚染の可能性の有無について確認するものとする。また、当該電気機器等を製造した者からの情報により、当該電気機器等にポリ塩化ビフェニル汚染の可能性がある場合には、速やかに絶縁油中のポリ塩化ビフェニルの濃度を測定する等の適切な方法により、ポリ塩化ビフェニルにより汚染されているかどうかを確認するものとする。（再掲）

② これまでの進捗状況

- 環境省において、「絶縁油中の微量 PCB に関する簡易測定法マニュアル」及び「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法」を策定し、測定方法を提示。（再掲）
- PCB 廃棄物の処理に係る理解の増進のためのパンフレットを作成・頒布。同パンフレットにおいて、微量 PCB 汚染廃電気機器等の判別方法を記載。（再掲）
- 低濃度 PCB 廃棄物のうち、微量 PCB 汚染廃電気機器等については、PCB 汚染の有無を実際に分析しなければ確認できないことから、低濃度 PCB 廃棄物に係る正確な使用量及び保管量は、現時点では不明であるものの、基本計画においては、微量 PCB 汚染廃電気機器等の使用中を含めた推計量として、柱上トランス以外の電気機器が約 120 万台、柱上トランスが約 146 万台、OF ケーブルが約 1,400 キロメートル存在すると推計。（再掲）

③ 今後の検討課題と追加の方策

微量の PCB に汚染された又はその可能性がある電気機器は、機器ごとに分析を要すること、分析時に機器の停止や停電を要するなど運用上の制約から容易に対応できない場合があること、封じ切り機器に係る問題等特有の課題が存在する。

また、微量の PCB に汚染された又はその可能性がある電気機器は、一般に高濃度

PCB 使用製品に比べて新しく、寿命を十分残した使用中の機器が多数存在することに配慮が必要である。

このため、まずは実態把握を十分に行った上で、低濃度 PCB 含有製品の廃止を進めるための方策について検討を行うことが必要である。

エ 低濃度 PCB 廃棄物全てについて、PCB 特措法に基づく届出がなされること

【主なポイント】

- 低濃度 PCB 廃棄物の正確な全体像を把握するための方策について検討することが必要。

① PCB 廃棄物処理基本計画における主な記載内容

- 第2章第1節4 地方公共団体の役割
都道府県市は、国とともに、保管事業者に対し、特別措置法に基づく届出及び期間内の処分に係る義務並びに廃棄物処理法に基づく適正な保管その他の義務に関し、周知徹底を図ることに努める。（再掲）
- 第3章第1節1 全国のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等状況の情報の収集、整理及び公開
国は、全国的なポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況について、国民、地方公共団体その他の関係者に広く情報提供するため、都道府県市に届出された保管及び処分の状況に関する情報を集約し、処分の進捗状況等を分かりやすく提示していくよう努める。（再掲）

② これまでの進捗状況

- 基本計画においては、微量 PCB 汚染廃電気機器等の使用中を含めた推計量として、柱上トランス以外の電気機器が約 120 万台、柱上トランスが約 146 万台、OF ケーブルが約 1,400 キロメートル存在すると推計。
- PCB 特措法第8条の規定による届出について、平成26年3月に届出様式を改正し、高濃度 PCB 廃棄物・低濃度 PCB 廃棄物の区分欄を追加。（再掲）
- 平成26年3月末現在の PCB 特措法に基づく届出状況から、低濃度 PCB 廃棄物に区分されたもののうち、比較的量が多いものをまとめると表7のとおりとなる。

表7 低濃度 PCB 廃棄物の届出状況（平成26年3月現在）

廃棄物の種類	保管量	使用量
高圧トランス	23,780 台	6,510 台
高圧コンデンサ	43,615 台	3,083 台
低圧トランス	21,215 台	1,006 台
低圧コンデンサ	963,371 台	18,226 台
柱上トランス	1,142,563 台	285,923 台
安定器	850,861 個*	43,105 個*
PCB を含む油	60,406 トン	75 トン
汚泥	18,772 トン	—
その他の機器等	458,566 台	42,745 台

* 低濃度 PCB 廃棄物等として届出されているものがあるが、安定器については、原則として低濃度に該当するものはない。

③ 今後の検討課題と追加の方策

PCB 特措法に基づく届出内容と、JESCO への登録機器に関する情報と比較すると、本来高濃度 PCB 廃棄物であるにもかかわらず、低濃度 PCB 廃棄物に区分されて届出されているものがあることや、低濃度 PCB 廃棄物のうち、微量 PCB 汚染廃電気機器等については、PCB 汚染の有無を実際に分析しなければ確認できないこと、また、今後の掘り起こし調査の進展等があり、低濃度 PCB 廃棄物の正確な全体像は不明。

このため、低濃度 PCB 廃棄物の正確な全体像を把握するための方策について検討することが必要である。

オ 届出がなされた全ての低濃度 PCB 廃棄物について、自ら処理又は処理業者への処分委託が行われること、その後速やかに当該 PCB 廃棄物が処理業者に搬入され、適正に処理されること

【主なポイント】

- 低濃度 PCB 廃棄物の処理拠点は増加してきたが、処理の進捗は未だ初期段階。
- 安全性の確保を前提とした上で、無害化処理認定事業者の増加を図るとともに、課電自然循環洗浄法の対象範囲の拡大や昨年度から検討に着手している絶縁油の抜油後の筐体（容器）の合理的な処理方策について検討することが必要。

① PCB 廃棄物処理基本計画における主な記載内容

- 第 2 章第 2 節 処理施設の整備その他の処理体制の確保に関する方針
微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等について、電力会社が自ら保管する柱上トランスについては自社処理施設を整備し処理を行ってきたことに加え、平成 21 年度から廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度による処理体制の確保が行われてきた。今後は、これらの取組に加え、廃棄物処理法に基づく都道府県市による特別管理産業廃棄物の処分業の許可制度も活用しながら、処理体制を確保することとする。
その他、ポリ塩化ビフェニル廃棄物であって、ポリ塩化ビフェニルによる汚染の程度が一定値以下のものについては、平成 24 年度から廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度の対象とされており、本制度を活用し、処理体制を確保することとする。
- 第 2 章第 4 節 1 処理体制の整備
微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等については、廃棄物処理法第 14 条の 4 又は第 15 条に基づき都道府県知事が特別管理産業廃棄物処理業の許可又は産業廃棄物処理施設の設置の許可を行うことに加えて、同法第 15 条の 4 の 4 に基づき環境大臣が無害化処理の認定を行うことにより、処理体制の整備を図ることとする。
また、国は、処理施設の円滑な整備、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の無害化処理技術の評価及び微量のポリ塩化ビフェニルの汚染状況の確認に対する支援を行うこととする。
さらに、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の処理が合理的に進むよう、使用中の使用製品に対する課電自然循環洗浄法等の適用の枠組みの早期構築について検討するとともに、絶縁油の抜油後の筐体について、安全かつ合理的な処理方策について検討を進めることとする。

② これまでの進捗状況

- 低濃度 PCB 廃棄物の処理体制については、環境大臣が認定する無害化処理認定事業者又は都道府県知事が許可する特別管理産業廃棄物処理業者において処理。
- 平成 27 年 9 月現在で、無害化処理認定事業者が 26 事業者、特別管理産業廃棄物処理業者が 2 業者。

- 微量 PCB 汚染廃電気機器等の抜油後の筐体（容器）については、筐体が金属製の大型機器であり、液体の絶縁油に比べ、大きさ、重量等の点から少ないため、その処理ができる無害化認定事業者は、全体（26事業者）の約半数の15事業者。その内訳は、焼却が9事業者、移動困難機器の保管場所における洗浄が5事業者、分解・洗浄が1事業者。
- 無害化処理認定事業者及び特別管理産業廃棄物処理業者における処理の実績は表8のとおりであり、微量 PCB 汚染廃電気機器等の推計量や、平成26年3月現在の届出量と、処理実績の合計量を比較すると、低濃度 PCB 廃棄物の処理の進捗状況はまだ初期の段階。この理由として、処理体制の整備途上であったことに加え、費用負担を忌避する保管事業者が存在することが考えられるのではないかと、都道府県市や事業者から指摘されているところ。
- 一方、柱上トランスについては、平成13年から電力会社が自社処理を実施しており、平成24年度末時点で、電力会社保管量の約7割の処理が完了。柱上トランスに限った処理の進捗状況は終盤の段階。
- 平成27年3月に、使用中の微量 PCB 汚染廃電気機器等に係る課電自然循環洗浄法の適用を可能にする手順書を策定し、元油の PCB 濃度が5mg/kg以下かつ銘板絶縁油量が2,000L以上の大型変圧器であって、一定の別系統部位を有するものに關係法令上の取扱いを明確化。対象範囲の拡大についても、今後検討を継続予定。
- 平成26年度より、絶縁油の抜油後の筐体（容器）等の安全かつ合理的な処理方策の検討に着手。

表8 低濃度 PCB 廃棄物の処理実績

【無害化処理認定事業者】

年度	廃棄物の種類				
	微量 PCB 絶縁油	廃電気機器類（トランス・コンデンサ等）	小型コンデンサ（20kg以下）	その他 PCB 汚染物（ドラム缶を含む）	P C B 処理物
22	4,110トン	0台	0.76トン	0.01トン	0トン
23	9,590トン	4,564台	2.72トン	2.36トン +2,117本（ドラム缶）	0トン
24	13,829トン	7,440台	2.99トン	16.12トン +3,621本（ドラム缶）	0トン
25	13,036トン	11,081台	0トン	1,961トン +2,697本（ドラム缶）	105トン
26	23,198トン	19,370台	0トン	6,276トン +9,667本	160トン
合計	63,763トン	42,455台	6.47トン	8,255トン +18,102本（ドラム缶）	265トン

【特別管理産業廃棄物処理業者】

年度	廃電気機器類 (トランス・コンデンサ・その他機器)	その他 PCB 汚染物 (ドラム缶を含む)	廃 PCB 等
23	56,822 台	2 袋 (汚染物) + 2 本 (ドラム缶)	0 トン
24	90,139 台	39 個 (汚染物) + 316 本 (ドラム缶)	0 トン
25	107,761 台	268 個 (汚染物) + 425 本 (ドラム缶)	0 トン
26	45,043 台	863 個 (汚染物) + 74 本 (ドラム缶)	144 トン
合計	299,765 台	—	144 トン

③ 今後の検討課題と追加的方策

無害化処理認定事業者の増加に向けた取組を進めるとともに、課電自然循環洗浄法の対象範囲の拡大に向けた検討を進め、また、絶縁油の抜油後の筐体（容器）等の安全かつ合理的な処理方策について早期に結論を得ることが必要である。さらに、処理施設の地域的偏在の解消等、保管事業者の処理ニーズに即応できる体制の確保も必要である。

また、PCB 廃棄物の処理に係る費用は、PCB 廃棄物が通常の産業廃棄物と異なり特別な管理を要することから、費用負担を忌避する保管事業者が存在することが考えられるとの指摘を、都道府県市や事業者から受けているところである。

このため、低濃度 PCB 廃棄物の処理体制の充実・多様化を進めるとともに、その処理料金の低減を図ることが必要である。また、安全性の確保を前提とした上で、無害化処理事業者の増加に向けた取組を引き続き進めるとともに、課電自然循環洗浄法の対象範囲の拡大、絶縁油の抜油後の筐体（容器）等の合理的な処理方策を引き続き検討する必要がある。

5. おわりに

今般の検討は、これまでの PCB 廃棄物の適正処理に向けた取組の進捗状況を踏まえ、処理完了期限内に一日でも早く安全かつ確実に PCB 廃棄物の処理を完了するために必要な追加的方策について検討を行い、高濃度 PCB 使用製品・廃棄物及び低濃度 PCB 含有製品・廃棄物に分けて、基本的考え方及び追加的方策について取りまとめたものである。

特に高濃度 PCB 廃棄物の処理については、JESCO の全国 5箇所の PCB 処理事業所において、地元の関係者の理解と協力を得て行われているものである。その期限は、早いもので平成 30 年度末に到来し、これは絶対に延長することはできない。地元関係者との約束である処理期限内に、高濃度 PCB 使用製品の使用を確実に廃止させるとともに、高濃度 PCB 廃棄物について、一日でも早く安全かつ確実にその処理を達成することが求められている。

この意味で、今般の検討結果を踏まえた対応は、やり直しができるものでなく、真に実効ある措置とすることが強く求められる。残された時間を考えると、制度的な対応を含めて、可能な限り早期に措置を行うことが必要である。さらに、PCB 廃棄物の期限内処理を確実なものとするためには、制度的な対応に加えて、今般の検討結果を踏まえた基本計画の見直しを速やかに行うことが適当であり、期限内処理完了に向けたロードマップと関係者の役割分担を明らかにし、取組の進捗状況について定期的にフォローアップを行うことにより、講じた措置の実効性について不断の点検を行うことが重要である。その上で、期限内の処理の完了が確実に担保されないと認められれば、更なる追加的方策を講じることに躊躇してはならない。また、JESCOにおいては、処理完了後を見据えて、処理施設の解体等において必要となる技術的な検討等、現時点から着実にその準備に向けた取組を進めていくことが適当である。

また、低濃度 PCB 廃棄物についても、その処理体制については整備の途上にあり、その充実・多様化を図ることが重要であるなど、高濃度 PCB 廃棄物とは状況・事情が異なる点にも留意しつつ、基本的な考え方を取りまとめたところであり、今後、その早期処理に向けた追加的方策について、引き続き検討を進めていくことが必要である。

関係機関においては、PCB 廃棄物の適正な処理の必要性に関する事業者、国民への普及啓発等を大々的に行うとともに、今般取りまとめた追加的方策について、着実かつ早期に実施に移していくことを求めたい。

PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会

委員名簿

平成 27 年 12 月時点

浅野 直人	福岡大学名誉教授
伊規須 英輝	社会医療法人大成会福岡中央総合健診センター施設長
親里 直彦	一般社団法人日本電機工業会 PCB 処理検討委員会委員長
織 朱實	上智大学大学院地球環境学研究科教授
川本 克也	岡山大学大学院環境生命科学研究科教授
鬼沢 良子	NPO 法人持続可能な社会をつくる元気ネット事務局長
酒井 伸一	京都大学環境科学センター長・教授
正賀 充	兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課長
田中 勝	株式会社廃棄物工学研究所研究所所長、岡山大学名誉教授
田辺 信介	愛媛大学特別栄誉教授
高橋 耕治	日本鉄鋼連盟環境保全委員会化学物質分科会主査
田和 健次	石油連盟技術環境安全部参与
中井 康貴	電気事業連合会環境専門委員会委員長代理 (PCB 問題担当)
◎永田 勝也	早稲田大学名誉教授
森田 昌敏	愛媛大学農学部 客員教授

PCB 廃棄物早期処理推進ワーキンググループ

委員名簿

平成 27 年 12 月時点

浅岡佐知夫	北九州市 PCB 処理監視会議座長
有門 貴	大阪市環境局環境管理部産業廃棄物規制担当課長
上野 仁	大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会
大塚 直	早稲田大学大学院法務研究科教授
織 朱實	上智大学大学院地球環境学研究科教授
親里 直彦	日本電機工業会 PCB 処理検討委員会委員長
鬼沢 良子	NPO 法人持続可能な社会をつくる元気ネット事務局長
近藤 理史	豊田市環境部環境保全課長
◎酒井 伸一	京都大学環境科学センター長・教授
高橋 耕治	日本鉄鋼連盟環境保全委員会化学物質分科会主査
田畠 寿幸	北海道環境生活部環境局循環型社会推進課廃棄物担当課長
田和 健次	石油連盟技術環境安全部参与
中井 康貴	電気事業連合会環境専門委員会委員長代理 (PCB 問題担当)
中杉 修身	東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業環境安全委員会委員長
野崎 慎一	東京都環境局 調整担当部長 (スーパーイコタウン担当)
眞柄 泰基	北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議委員長
松田 仁樹	豊田市 PCB 処理安全監視委員会委員長
宮金 満	北九州市環境局環境監視部 PCB 処理対策担当課長
森田 昌敏	愛媛大学農学部客員教授

PCB 廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加の方策に関する審議経過

平成 27 年 7 月 31 日

第 14 回 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会

- PCB 廃棄物処理基本計画に基づく取組の進捗状況と今後の課題について
- PCB 廃棄物早期処理推進ワーキンググループの設置について

平成 27 年 9 月 10 日

第 1 回 PCB 廃棄物早期処理推進ワーキンググループ

- PCB 廃棄物処理基本計画に基づく取組の進捗状況と今後の課題について

平成 27 年 10 月 16 日

第 2 回 PCB 廃棄物早期処理推進ワーキンググループ

- PCB 廃棄物処理基本計画の達成に必要な追加の方策について

平成 27 年 12 月 2 日

第 3 回 PCB 廃棄物早期処理推進ワーキンググループ

- PCB 廃棄物処理基本計画の達成に必要な追加の方策について

平成 27 年 12 月 11 日

第 15 回 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会

- PCB 廃棄物処理基本計画の達成に必要な追加の方策について

PCB 廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策 について～ 確実な処理完了を見据えて～（案） に係る関係資料集

関係資料 1	PCB 廃棄物処理対策の経緯について	1
関係資料 2	PCB 特措法の関係規定について	5
関係資料 3	ポリ塩化ビフェニル（PCB）に係る電気事業法の規定について	9
関係資料 4	業務用・施設用蛍光灯等の PCB 使用安定器の事故に関する対策について	19
関係資料 5	低濃度 PCB 廃棄物の処理推進状況	21
関係資料 6	ポリ塩化ビフェニルが使用された蛍光灯安定器について（通知）	23
関係資料 7	JESCO における PCB 処理に係る長期処理の見通しについて	25

PCB 廃棄物処理対策の経緯について

1. カネミ油症事件の発生

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、絶縁性、不燃性などの特性によりトランス、コンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていたが、昭和 43 年にカネミ油症事件が発生するなど、その毒性が社会問題化し、我が国では昭和 47 年以降その製造が行われていない。

2. POPs 条約の発効

世界的にも、一部の PCB 使用地域から、全く使用していない地域（北極圏など）への汚染の拡大が報告された事などを背景として、国際的な規制の取り組みが始まり、**残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs 条約)**が平成 16 年 5 月に発効した。この条約では PCB に関し、**平成 37 年までの使用の全廃、平成 40 年までの適正な処分**を求めており、我が国は平成 14 年 8 月にこの条約を締結している。

3. JESCO による処理体制の整備

既に製造された PCB の処理に向けて、民間主導による PCB 処理施設設置の動きが幾度かあったが、施設の設置に関し住民の理解が得られなかつたことなどから、ほぼ 30 年の長期にわたりほとんど処理が行われず、結果として保管が続いた。保管の長期化により、紛失や漏洩による環境汚染の進行が懸念されたことから、それらの確実かつ適正な処理を推進するため、**平成 13 年 6 月 22 日に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(PCB 特別措置法) が公布され、同年 7 月 15 日から施行された。**

法律の施行により、**国が中心となって日本環境安全事業株式会社（現 中間貯蔵・環境安全事業株式会社、JESCO）を活用して、拠点的な処理施設を整備することとなり、平成 16 年の北九州事業の操業をはじめ、全国 5箇所に処理施設が整備された。**

4. ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の改定

PCB 廃棄物を保管する事業者は、毎年保管や処分の状況についての届出を行うことのほか、政令で定める**期間内の処分が義務づけ**られている。この期間は、**法律の施行時には平成 28 年 7 月までと規定**されていたが、法律の施行後に微量の PCB に汚染された電気機器が大量に存在することが判明したことや、JESCO における処理が想定よりも遅れていることなどを踏まえ、平成 24 年 12 月に政令が改正され、処理期間は**平成 39 年 3 月末**までとされた。

平成 26 年 6 月には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（計画上の当初の処理期限は全国一律で平成 28 年 3 月末）が変更され、JESCO の 5 つの PCB 処理事業所ごとに計画的処理完了期限等が定められ、最長でも平成 37 年度までに高濃度 PCB 廃棄物の処理を完了することになった。

PCB廃棄物処理対策の経緯について①

関係資料1 別紙

1954年(昭和29年)	PCBの国内製造開始(鐘淵化学工業、三菱モンサント化成)
1968年(昭和43年)	カネミ油症事件発生(PCBを原因とする食中毒事件)
1972年(昭和47年)	行政指導(通産省)により製造中止、回収等の指示
1973年(昭和48年)	(財)電気絶縁物処理協会が、処理施設の立地に向けた取組を開始
	電機機器メーカーが中心となって設置
	<ul style="list-style-type: none"> ● 焼却方式による施設の設置を目指す (環境庁が高温焼却の実証試験) ● <u>焼却方式による処理施設</u>については、排ガス問題が忌避され、地元住民の理解が得られず
11,000台が紛失 (平成10年厚生省調査)	約30年間で全国39カ所にて処理施設立地が試みられるが、すべて断念
	<p>2001年 ストックホルム条約(POPs条約) (平成40年までのPCB廃棄物処理)</p>
2001(平成13年)	<p>PCB廃棄物特別措置法の制定</p> <p>環境事業団法の改正</p> <p>公害防止施設の建設譲渡事業等を行っていた同事業団の業務としてPCB処理事業を追加</p>
	環境省は、環境事業団(現 JESCO)を活用した、 「化学処理」による処理施設の整備に着手

PCB廃棄物処理対策の経緯について②

2001年(H13)	PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の制定																
	環境事業団法の改正																
処理施設の整備に着手																	
2004年(H16)	日本環境安全事業株式会社(現、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO))の発足(環境事業団から引継ぎ)																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="background-color: #e67e22; color: white; padding: 2px;">高圧トランス・コンデンサ等</th> <th style="background-color: #e67e22; color: white; padding: 2px;">微量PCB汚染廃電気機器等</th> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2004年(H16) JESCO北九州事業所の操業開始</td> <td style="padding: 5px;">2002年(H14) 微量のPCBに汚染された絶縁油を含むものが存在することが判明</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2005年(H17) JESCO豊田事業所、東京事業所の操業開始</td> <td style="padding: 5px;">2003年～2005年 低濃度PCB汚染物対策検討会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2006年(H18) JESCO大阪事業所の操業開始</td> <td style="padding: 5px;">2007年 中央環境審議会 微量PCB混入廃重電機器の処理に関する専門委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2008年(H20) JESCO北海道事業所の操業開始</td> <td style="padding: 5px;">～2009年(H21) 無害化処理認定制度にPCB処理を追加</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right; padding: 5px;">環境省が焼却実証試験</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">安定器等・汚染物</td> <td style="padding: 5px;">2010年(H22) 無害化処理認定制度に基づく大臣認定(第1号) (平成27年12月現在26件)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2009年(H21) JESCO北九州事業所のプラズマ溶融炉操業開始</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2013(H25) JESCO北海道事業所のプラズマ溶融炉操業開始</td> </tr> </table>	高圧トランス・コンデンサ等	微量PCB汚染廃電気機器等	2004年(H16) JESCO北九州事業所の操業開始	2002年(H14) 微量のPCBに汚染された絶縁油を含むものが存在することが判明	2005年(H17) JESCO豊田事業所、東京事業所の操業開始	2003年～2005年 低濃度PCB汚染物対策検討会	2006年(H18) JESCO大阪事業所の操業開始	2007年 中央環境審議会 微量PCB混入廃重電機器の処理に関する専門委員会	2008年(H20) JESCO北海道事業所の操業開始	～2009年(H21) 無害化処理認定制度にPCB処理を追加	環境省が焼却実証試験		安定器等・汚染物	2010年(H22) 無害化処理認定制度に基づく大臣認定(第1号) (平成27年12月現在26件)	2009年(H21) JESCO北九州事業所のプラズマ溶融炉操業開始	2013(H25) JESCO北海道事業所のプラズマ溶融炉操業開始
高圧トランス・コンデンサ等	微量PCB汚染廃電気機器等																
2004年(H16) JESCO北九州事業所の操業開始	2002年(H14) 微量のPCBに汚染された絶縁油を含むものが存在することが判明																
2005年(H17) JESCO豊田事業所、東京事業所の操業開始	2003年～2005年 低濃度PCB汚染物対策検討会																
2006年(H18) JESCO大阪事業所の操業開始	2007年 中央環境審議会 微量PCB混入廃重電機器の処理に関する専門委員会																
2008年(H20) JESCO北海道事業所の操業開始	～2009年(H21) 無害化処理認定制度にPCB処理を追加																
環境省が焼却実証試験																	
安定器等・汚染物	2010年(H22) 無害化処理認定制度に基づく大臣認定(第1号) (平成27年12月現在26件)																
2009年(H21) JESCO北九州事業所のプラズマ溶融炉操業開始																	
2013(H25) JESCO北海道事業所のプラズマ溶融炉操業開始																	

PCB廃棄物処理対策の経緯について③

PCB特措法附則第2条

政府は、この法律の施行(平成13年)後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2011年(H23)	PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会 PCB特措法の施行後10年を経過したことを踏まえ、廃棄物の処理の現状を把握した上で、今後のPCB廃棄物の適正処理の推進策を検討するために開催
2012年(H24) 8月	PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会報告書 「今後のPCB廃棄物の適正処理推進について」取りまとめ
<ul style="list-style-type: none">● 関係者が最大限努力を図った場合に、PCB廃棄物全体の処理完了が見込まれる期限まで延長● 処理に最も時間がかかるのは、微量PCB汚染廃電気機器等● 少なくともストックホルム条約で求められている年限(平成40年)までに処理が完了できるようすべき(処理期限は、これに2年程度の余裕を見込み設定する必要)● JESCOの事業所ごとの操業期間は、地元地域の理解を得ながら、さらに詳細を検討する必要	
2012年(H24) 12月	PCB特措法の政令で定める期間を平成39年3月31日まで延長
2013年(H25) 10月～11月	JESCO処理施設の関係自治体に対し、PCB廃棄物処理基本計画の変更に関する検討要請
2014年(H26) 5月	PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会において、基本計画変更(案)了承
2014年(H26) 6月	PCB廃棄物処理基本計画変更

PCB 特措法の関係規定について

1. 期限内処理とその担保措置について

【PCB 特措法】

(事業者の責務)

第3条 事業者は、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならない。

(期間内の処分)

第10条 事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内に、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

(改善命令)

第16条 環境大臣又は都道府県知事は、事業者が第10条の規定に違反した場合において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令をするときは、環境省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

【PCB 特措法施行令】

(処分の期間)

第3条 法第10条の政令で定める期間は、法の施行の日から平成39年3月31日までとする。

2. PCB 使用製品に係る措置について

【PCB 特措法】

(ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る措置)

第13条 環境大臣は、ポリ塩化ビフェニルが使用されている製品を使用する事業を所管する大臣に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理について都道府県等が当該製品を使用する事業者の協力を得ることができるよう、必要な措置を講ずることを要請することができる。

3. 報告徴収、立入検査について

【PCB 特措法】

(報告の徴収)

第17条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、事業者等に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査等)

第18条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者等の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度においてポリ塩化ビフェニル廃棄物を無償で収去させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4. 保管等の状況の届出について

【PCB 特措法】

(保管等の届出)

第8条 事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分（再生することを含む。第19条第2項を除き、以下同じ。）する者（以下「事業者等」という。）は、毎年度、環境省令で定めるところにより、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関し、環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

【PCB 特措法施行規則】

(保管等の状況の届出)

第5条 法第8条の規定による届出は、毎年度、前年度におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況について、当該年度の6月30日までに、次に掲げる事項を記載した様式第一号による届出書の正本及び副本を当該保管及び処分に係る事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事業場の名称及び所在地
- 三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類及び量並びに保管又は処分の状況
- 四 事業者にあっては、次に掲げる事項

- イ 資本金の額又は出資の総額
 - ロ 常時使用する従業員の数
 - ハ 当該保管に係る事業の属する業種の種別
 - ニ 法人にあっては、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する法人がある場合には、当該法人の名称、住所及び代表者の氏名並びに資本金の額又は出資の総額
- 五 前各号に規定するもののほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況について参考となるべき事項
- 2～5 (略)

ポリ塩化ビフェニル（PCB）に係る電気事業法の規定について

1. 経緯

- (1) PCB は、高い毒性を持つことから、昭和 48 年に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律により生産等が原則禁止され、昭和 51 年からは電気事業法においても PCB 電気工作物を新規に施設することが禁止されている。
- (2) 昭和 51 年当時に既に設置されていた電気設備については適切な管理の下で引き続き使用することが認められているが、施設後 25 年以上を経過しても依然として相当量の PCB 電気工作物が使用されており、設備の経年劣化も懸念されている。
- (3) このため、平成 13 年に PCB 特別措置法が制定されたことと併せて、同年 10 月 15 日に電気事業法電気関係報告規則が改正され、PCB 電気工作物を設置する電気事業者等に、その使用及び廃止の状況について各経済産業局等に対し届け出ることが義務付けられた。
- (4) 平成 14 年 7 月、(社) 日本電機工業会より、一部の変圧器等の電気機械器具に使用される絶縁油に微量の PCB が混入している可能性が完全には否定できない旨、経済産業省へ報告された。このことを踏まえ、当該電気機械器具の電気事業法上の対応に関し、「微量のポリ塩化ビフェニル（PCB）混入の可能性が否定できない変圧器等電気機械器具に係る対応について」(平成 14・07・11 原院第 1 号 NISA-237a-02-1) を定め、設置者に対し通知し、微量であっても PCB の含有が判明した場合には、電気関係報告規則に基づき届け出ることとした。
- (5) 平成 16 年 4 月 1 日より電気関係報告規則を一部改正し、使用している又は予備として保管している電気機械器具において新たに PCB の含有（微量などを含む）が判明した場合、遅滞なく届け出こととした。

（経済産業省 HP 「(参考) ポリ塩化ビフェニル（PCB）に係る制度について」）（抜粋）

2. 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）の制度概要

（1）電気事業法における届出制度

○ 電気事業法 (保安規程)

第 42 条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、主務省令で定めるところにより、保安を一体的に確保することが必要な事業用電気工作物の組織ごとに保安規程を定め、当該組織における事業用電気工作物の使用（第五十一条第一項の自主検査又は第五十二条第一項の事業者検査を伴うものにあつては、その工事）の開始前に、主務大臣に届け出なければならない。

- 2 事業用電気工作物を設置する者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を主務大臣に届け出なければならない。
- 3 主務大臣は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要があると認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、保安規程を変更すべきことを命ずることができる。
- 4 事業用電気工作物を設置する者及びその従業者は、保安規程を守らなければならない。

※ 電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第50条の規定により、保安規程の内容として、例えば以下の項目を記載することとなっている。

- ・電気工作物の工事、維持又は運用に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。
- ・電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対する保安教育に関すること。
- ・電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視・点検及び検査に関すること。
- ・電気工作物の運転又は操作に関すること。
- ・災害その他非常の場合に採るべき措置に関すること。
- ・電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安についての記録に関すること。
- ・その他事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関し必要な事項

(報告の徴収)

第106条 (略)

2 (略)

3 経済産業大臣は、第一項の規定によるものほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

4 経済産業大臣は、第一項の規定によるものほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、自家用電気工作物を設置する者又は登録調査機関に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

5～7 (略)

※ 本条の規定の下、平成13年の改正以降、現行の電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第4条においては、PCBを含有する絶縁油を使用する変圧器や電力用コンデンサー等について、使用の判明・廃止時及び届出内容の変更時に、経済産業大臣への届出義務を課している一方、PCB特措法と異なり毎年度の届出までは求められていない。ただし、電気事業者の柱上変圧器にあっては、当該規則第2条において使用状況調査年報の提出が求められている。

(2) 電気事業法における技術基準適合命令

○ 電気事業法

(事業用電気工作物の維持)

第39条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を主務省令で定める技術基準*に適合するように維持しなければならない。

- 2 前項の主務省令は、次に掲げるところによらなければならない。
- 一 事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようすること。
 - 二 事業用電気工作物は、他の電気的設備その他の物件の機能に電気的又は磁気的な障害を与えないようすること。
 - 三 事業用電気工作物の損壊により一般送配電事業者の電気の供給に著しい支障を及ぼさないようにすること。
 - 四 事業用電気工作物が一般送配電事業の用に供される場合にあつては、その事業用電気工作物の損壊によりその一般送配電事業に係る電気の供給に著しい支障を生じないようにすること。
- ※ 昭和51年の改正以降、現行の電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年に全面改正され、現在は平成9年通商産業省令第52号）第19条第14項においてPCBを含有する絶縁油を使用する電気機械器具は電路に施設してはならないとされている。ただし、当該省令の附則において、「この省令の施行の際現に施設し、又は施設に着手した電気工作物については、なお従前の例による」とされ、引き続き使用が可能となっている（上記の記載のうち「この省令の施行の際」とは、昭和51年10月16日を指す。）。

(技術基準適合命令)

第40条 主務大臣は、事業用電気工作物が前条第1項の主務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

(技術基準適合命令)

第56条 経済産業大臣は、一般用電気工作物が経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、その所有者又は占有者に対し、その技術基準に適合するように一般用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

2 第39条第2項（第3号及び第4号を除く。）の規定は、前項の経済産業省令に準用する。

(3) 電気事業法で規定する電気工作物から除かれる工作物

○ 電気事業法

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一～十五 (略)

十六 電気工作物 発電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設

置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路その他の工作物（船舶、車両又は航空機に設置されるものその他政令で定めるものを除く。）をいう。

○ 電気事業法施行令（昭和40年政令第206号）

（電気工作物から除かれる工作物）

第1条 電気事業法（以下「法」という。）第二条第一項第十六号の政令で定める工作物は、次のとおりとする。

- 一 鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）若しくは鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され若しくは準用される車両若しくは搬器、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）が適用される船舶若しくは海上自衛隊の使用する船舶又は道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第二項に規定する自動車に設置される工作物であつて、これらの車両、搬器、船舶及び自動車以外の場所に設置される電気的設備に電気を供給するためのもの以外のもの
- 二 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機に設置される工作物
- 三 前二号に掲げるもののほか、電圧三十ボルト未満の電気的設備であつて、電圧三十ボルト以上の電気的設備と電気的に接続されていないもの

（4）電気事業法におけるPCB規制対象物の範囲

○ 電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）

（定期報告）

第2条 電気事業者、自家用電気工作物を設置する者又は登録調査期間は、次の表の報告書名の欄に掲げる報告書を、それぞれ同表の様式番号及び報告期限の欄に掲げるところに従い、同表の報告先の欄に掲げる者に提出しなければならない。ただし、（以下、略）

※ 平成13年の改正以降、現行の表の第六号において、報告書名「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱上変圧器の使用状況調査年報（当該機器を有する場合に限る。）」を電気事業者が毎年7月末日までに経済産業大臣へ提出しなければならないことが規定されている。

（公害防止等に関する届出）

第4条 電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者は、次の表の届出を要する場合の欄に掲げる場合には、同表の届出期限及び届出事項に掲げるところに従い、同表の届出先の欄に掲げる者へ届け出なければならない。ただし、（以下、略）

※ 平成13年の改正以降、現行の表の第十五号の二において、届出を要する場合「現に設置している又は予備として有している別に告示する電気工作物であつてポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものであることが判明した場合（直ちに、当該電気工作物を廃止し、第十七号の二の三の届出をする場合を除く。）」にあっては、判明した後遅滞なく、「当該

電気工作物を設置している又は予備として有している者の氏名又は名称及び住所若しくは法人にあつては代表者の氏名、当該電気工作物を設置している又は予備として保有している工場若しくは事業場の名称及び所在地並びに当該電気工作物の種類、定格、製造者名、型式、設置又は予備の別、製造年月及び設置年月」を、当該電気工作物を設置している又は予備として保管している場所を管轄する産業保安監督部長へ届け出なければならないことが規定されている。

※ 平成13年の改正以降、現行の表の第十六号において、届出を要する場合「第一号若しくは第二号の施設、第三号、第四号、第五号の二、第六号若しくは第十五号の二の電気工作物又は騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物であつて同法第二条第一項の特定施設に該当するものを設置する者の氏名若しくは名称、住所若しくは法人にあつてはその代表者の氏名若しくは工場若しくは事業場の名称若しくは所在地（第十五号の二の電気工作物を設置している又は予備として有している者にあつては代表者の氏名を除く。）又は第十五号の二の電気工作物の設置若しくは予備の別に変更があつた場合」にあっては、変更又は廃止の後遅滞なく、「変更のあつた事項（電気事業者が法第九条第二項（法第六条第二項第二号の事項の変更に限る。）の届出をする場合を除く。）」を、当該施設又は当該電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長（予備として有している第十五号の二の電気工作物にあつては、当該電気工作物を保管している場所を管轄する産業保安監督部長を含む。）へ届け出なければならないことが規定されている。

※ 平成13年の改正以降、現行の表の第十七号の二の三において、届出を要する場合「別に告示する電気工作物であつてポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものを廃止した場合」にあっては、廃止の後遅滞なく、「当該電気工作物を廃止したものの氏名又は名称及び住所、当該電気工作物が設置されていた又は予備として保管していた工場若しくは事業場の名称及び所在地、当該電気工作物の種類、定格、製造者名、型式、製造年月、設置年月及び廃止年月並びに廃止の理由及び内容」を、当該電気工作物が設置されていた場所を管轄する産業保安監督部長へ届け出なければならないことが規定されている。

○ 平成16年経済産業省告示第67号

電気関係報告規則第四条の表第十五号の二及び第十七号の二の届出を要する場合の欄に規定する電気工作物は、次に掲げる電気工作物とする。

- 一 変圧器（電気事業者にあつては柱上変圧器を除く。）
- 二 電力用コンデンサー
- 三 計器用変成器
- 四 リアクトル
- 五 放電コイル
- 六 電圧調整器
- 七 整流器
- 八 開閉器
- 九 遮断器
- 十 中性点接地装置

十一 避雷器

十二 OF ケーブル

(注: 告示中の「第十七号の二」は、条ずれにより現行の「第十七号の二の三」に相当)

○ ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)(20120919 商局第17号)

※ 内規2. の規定に基づき、電気関係報告規則の届出の対象となる事業用電気工作物は、次の各号のいずれかに該当する場合である。

- 一 別表に掲げる電気工作物の種類、製造者毎に示される表示記号等と一致した場合。
- 二 前号以外の場合であって、PCB を含有する絶縁油を使用するものであることが判明した場合。

(別表)

電気工作物の種類	製造者名	表示記号等
変圧器	株式会社愛知電機工作所	・変圧器不燃性油、不燃油変圧器、冷却方式L NAN
	富士電機製造株式会社	・富士不燃性合成絶縁油入、富士シンクロール油入、不燃性油入、カネクロール油入
	株式会社日立製作所	・J (型式中、「J」が含まれるもの)
	北陸電機製造株式会社	・不燃性油入、不燃性絶縁油入、カネクロール油入、富士シンクロール油入、不燃性合成絶縁油入変圧器
	株式会社明電舎	・A (型式中、ハイフンの前の群に「A」が含まれるもの(ただし、ハイフンが含まれないものもある。))。 (NIFA、NIFAX、NIKAX、NILAX、NIRAX、NIRGAX、NIRSAX、NIRSGAX、NITA、NITAX、NITSAX、NORAX、NORAXY、NORSAXY、NOTAX、等)
	三菱電機株式会社	・不燃性油入
	日新電機株式会社	・不燃油入、AF式
	大阪変圧器株式会社	・不燃油入、不燃油使用
	株式会社高岳製作所	・不燃性油入 ・U (型式中、「U」が含まれるもの、ただし「UM」の記載品は除く)
	東光電気株式会社	・不燃性油入
	東京芝浦電気株式会社	・不燃性絶縁油入 ・L (冷却方式が「L」で始まるもの)

		<ul style="list-style-type: none"> • S (型式中、ハイフンの前の群が「S」で始まるもの。ただし、S Iで始まるもの及び型式SH-5~20を除く。) • S (型式中、ハイフンの後の群が「S」で始まるもの。ただし、H C T R - S 1 ~ S 2 1、H C R - S 1 ~ S 2 1を除く。) 	
	中国電機製造株式会社	<ul style="list-style-type: none"> • 不燃性油入 	
	株式会社西島電機製作所	<ul style="list-style-type: none"> • 不燃性油入 	
電力用コンデンサー	株式会社日立製作所	<ul style="list-style-type: none"> • T P B • J (型式中、「J」が含まれるもの) 	
	日立コンデンサ株式会社	<ul style="list-style-type: none"> • D F C A P A C I T O R、DF式コンデンサ 	
	マルコン電子株式会社 二井蓄電器株式会社 東京電器株式会社	<ul style="list-style-type: none"> • 不燃性油入、N O N - I N F L A M M A B L E L I Q U I D、シバノール入、DFコンデンサ • 型式が、C D ~、D ~、D F ~、F C D ~、F C D E ~、M C D ~、N C D ~、N H D ~、N L D ~、N L D - C ~、P F C D ~、S D ~、S D A B ~、S D B ~、S D R ~、S R T - A I N R、S R T R ~、S R - ~、S S D ~、~A D - ~、~A F ~、~A K ~、~A S T - ~、~A - ~、~E D ~、~E D F ~、~E D S ~、~F C D ~、~S D S ~、~S D F ~、S P ~、で示されるもの(ただし、~は英文字又は数字、-はハイフンを示す) 	
	松下電器産業株式会社	<ul style="list-style-type: none"> • A F式 	
	三菱電機株式会社	<ul style="list-style-type: none"> • 不燃性油入 • K A F、K A L、K A P、K B F、K B P、K E F、K E P、K G L、K L - 1、K L - 2、K L - 3、K U F、K U P、K T P 	
	日本コンデンサ工業株式会社 株式会社関西二井製作所	<ul style="list-style-type: none"> • D F式 • A I B、H P P、S A D、S A T、S F、S F A I、S P F、T C B、T C S、T E B、T E S、T P A、T P B、T P E、T P F、T P E I、T P F I 	
	日新電機株式会社	<ul style="list-style-type: none"> • A F式、A F P式、不燃性油含浸、三塩化ビ 	

		フェニール含浸、五塩化ビフェニール含浸	
	株式会社指月電機製作所	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃性油入、D F、D F式、L V - 1、L OWVAC C A P A C I T O R、P L、P P A、S A K、T H K ・型式が、A K、A L、B K、B L、C K、C L、D K、D L、F K、F L、H F T、H T G、K K、K L、K T D、K T M、K T Q、K T T、K T U、P、R A K、R A S、R D F、R M O、R W O、R Z O、S A K、S A S、S T D、S T M、S T Q、S T T、S T U、T H K、T H S、Z A、Z H、Z Jで始まるもの（ただし、P F、P H F、P O M P、P P K、P P Mで始まるものは除く。） 	
	株式会社帝国コンデンサ製作所	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃油、不燃性油、油入D式、不燃性絶縁油含式、不燃油絶縁式、塩化ビフェニール式、不燃性絶縁油式 ・型式が、A、B、C、D、E、Fで始まるもの 	
	東京芝浦電気株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃性絶縁油入、シバノール、C D、P F C D ・S（型式中、ハイフンの前の群が「S」で始まるもの） 	
	中国電機製造株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃性油入 	
	古河電気工業株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃性油、不燃性、A F式不燃性油入 	
計器用変成器	富士電機製造株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃性油入、富士シンクロール油入、富士不燃性合成絶縁油入、ポリ塩化ビフェニル使用 	
	株式会社日立製作所	<ul style="list-style-type: none"> ・J（型式中、「J」が含まれるもの） 	
	株式会社明電舎	<ul style="list-style-type: none"> ・A（型式中、ハイフンの前の群に「A」が含まれるもの） （C A P X、C N P A X、P A X、P A X E、等） 	
	三菱電機株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・C F、C L F、C N F、C S F、F H、H S F、T A、T H F 	
	日新電機株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃油入、A F式 ・A（型式が「A」で始まるもの） 	
	株式会社高岳製作所	<ul style="list-style-type: none"> ・1957年から1958年製造のもの（計器用変圧器または接地型計器用変圧器）、1958年から1959年製造のもの（計器用変流 	

		器)	
	東光電気株式会社	・不燃性油入	
	東京芝浦電気株式会 社	・不燃性絶縁油入 ・S (型式中、ハイフンの後の群が「S」で始 まるもの)	
リアクトル	富士電機製造株式会 社	・不燃性油入、富士不燃性合成絶縁油入、富士 シンクロール油入	
	株式会社日立製作所	・J (型式中、「J」が含まれるもの)	
	株式会社明電舎	・A (型式中、ハイフンの前の群に「A」が含 まれるもの (ただし、ハイフンが含まれないも のもある。)) (NIFA、NIFAX、NIKAX、NI LAX、NIRAX、NIRGAX、NIR SAX、NIRSGAX、NITA、NIT AX、NITSAX、NORAX、NORA XY、NORSAXY、NOTAX、等)	
	三菱電機株式会社	・不燃性油入 ・1968年から1970年製造のものであ って、型式が、Z313655、Z3136 56、Z313657、Z313658、Z3 77819のもの	
	日本コンデンサ工業 株式会社	・SRD、SD	
	日新電機株式会社	・不燃油入、AF式	
	東京芝浦電気株式会 社	・不燃性絶縁油入 ・S (型式中、ハイフンの後の群が「S」で始 まるもの)	
放電コイル	古河電気工業株式会 社	・不燃性油、不燃性、AF式不燃性油入	
	株式会社西島電機製 作所	・不燃性油入	
ブッシング (変圧器 (電気事業 者にあって	日新電機株式会社	・不燃油入、AF式	
	東京芝浦電気株式会 社	・不燃性絶縁油入 ・S (型式中、ハイフンの後の群が「S」で始 まるもの)	
ブッシング (変圧器 (電気事業 者にあって	東京芝浦電気株式会 社	以下の条件を全て満たすもの (製造年及び型 式は、ブッシング本体の銘板で確認すること) ・1966年から1972年製造のもの (一	

は柱状変圧器を除く。)、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断機、中性点抵抗器、避雷器、OFケーブルと一体となつて構成されるもの)	<p>部1973年製造のものも含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変圧器用若しくは壁貫通用のもの ・コンサベータ及び油面計を付属していないもの ・型式が、MEHW、MEHW2、MEHW R、MEW、MEWY、MHW、MHWY、MKEH1、MKEH2、MKH、MWで始まるもの 	
---	--	--

業務用・施設用蛍光灯等のP C B 使用安定器の事故
に関する対策について

(平成 12 年 11 月 28 日)
閣 議 了 解)

業務用・施設用蛍光灯等のP C B 使用安定器については、昭和47年に製造が中止されているが、現在でも一部の施設において使用が続けられている実態がある。

こうした状況の中、先般、八王子市等の小学校で蛍光灯の耐用年数を過ぎたP C B 使用安定器が破裂し、P C B 絶縁油が小学生の身体に付着するという事件が発生した。

こうした事件は、国民の健康を保持するのみならず、環境汚染を防止する上で見過ごすことのできない事態であることから、政府は、以下の措置を講じるものとする。

1. 今回の事故における事態の緊急性、重要性にかんがみ、使用中の業務用・施設用蛍光灯等のP C B 使用安定器について、原則として平成13年度末までにその交換を終える等、別紙のとおり緊急の安全対策を講じることとする。
2. 環境中に蓄積し人体に有害なP C B を含有する廃棄物について、抜本的な処理方策の確立に取り組んでいくこととする。

別紙

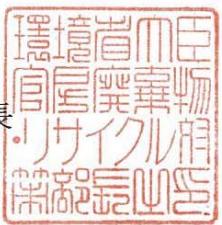
業務用・施設用蛍光灯等のP C B使用安定器に係る 安全対策について

1. 各省庁は、その所掌事務に係る施設・事務所・事業所（以下「施設等」という。）における使用中のP C B使用安定器を用いている業務用・施設用照明器具について、以下の措置を講じる。
 - ①自ら管理する施設等について、P C B使用安定器の使用・保管実態を調査し、原則として平成13年度末までに交換を終える等の対策を実施する。
 - ②補助金の交付等を行っている施設等（③の施設等を除く。）について、P C B使用安定器の使用・保管実態を調査し、原則として平成13年度末までに交換を終える等の対策を講じるよう設置者に対し要請する。
 - ③地方公共団体の管理する施設等について、P C B使用安定器の使用・保管実態を調査し、原則として平成13年度末までに交換を終える等の対策を講じるよう地方公共団体に対し周知する。
 - ④その他の施設等について、各々実態把握に努め、交換する等の対策を講じるよう周知する。
2. 各省庁は、1. の措置を講じた場合の保管者に対し、取り外されたP C B使用安定器の厳重な保管が徹底されるよう周知する。
3. 環境庁、厚生省及び通商産業省（平成13年1月6日以後は、経済産業省及び環境省）は、P C B使用安定器に係る業務用・施設用照明器具の範囲及びその安全対策並びに保管の方法等に関し、ホームページ等を活用して広く情報を提供するとともに、通商産業省（平成13年1月6日以後は、経済産業省）は、関係業界に対し、安全対策等の円滑な実施に必要な情報提供等の協力を要請する。

環廃産発第 15100110 号
平成 27 年 10 月 1 日

各都道府県知事・各政令市長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長



ポリ塩化ビフェニルが使用された蛍光灯安定器について（通知）

公共施設における業務用・施設用照明器具のポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）が使用された安定器については、「業務用・施設用蛍光灯等の PCB 使用安定器の事故に関する対策について」（平成 12 年 12 月 13 日付け生衛発第 1798 号厚生省生活衛生局水道環境部長通知）において、原則として平成 13 年度末までにその交換を終える等の安全対策を講じるよう、周知されてきたところである。

また、平成 26 年 10 月 16 日付け環廃産発第 1410162 号「ポリ塩化ビフェニルが使用された蛍光灯安定器の破裂事故について（通知）」により、PCB 使用安定器の交換が行われていない場合には、速やかに交換を行うことについて、改めて周知・指導を徹底するよう依頼したところである。

しかしながら、本年 8 月に静岡県内の高等学校において、別添のとおり、未だ交換されていない PCB 使用安定器が液漏れする事故が発生した。

本件は過去に調査を行って、PCB 使用安定器がないことを確認したはずの施設で発生したものであることから、当該安定器が過去の調査では補足されずに未だ使用されている可能性があることにも十分留意し、改めて必要な確認をお願いしたい。

その結果、当該安定器の交換が行われていない場合は、速やかに交換を行うことについて改めて周知・指導を徹底していただきたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

提供日 2015/09/28
 タイトル PCB使用照明器具の判明について
 担 当 教育委員会事務局 財務課
 連絡先 施設担当
 TEL 054-221-3116



Shizuoka Prefecture

1 趣旨

平成27年8月27日(木)、富士宮東高校において調理室蛍光灯の安定器からの液漏れを見た。

製造年からPCB含有の危険性があるため、専門機関に成分分析を依頼したところ、平成27年9月17日(木)にPCB使用安定器を使用している照明器具であることが判明した。

このため、学校内のすべての照明器具を総点検したところ、PCBを使用した安定器が、調理室を含め52台判明したため、速やかに安定器を撤去し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の13に定められている特別管理産業廃棄物保管基準に従い適正に保管している。

なお、漏れ出た液体に生徒、職員とも接することはなく健康被害はない。

2 PCB使用安定器の内訳

場 所		数量 (台)	照明器具
棟 名	室 名		
特別教室棟	調理室・生物室・被服室・物理室・美術室	10	蛍光灯 40W×1
	図書室・介護実習準備室・準備室(更衣室)・介護実習室(1)・リネン室	16	蛍光灯 40W×3
管理・普通教室棟	普通教室3・4F	23	蛍光灯 40W×1
	展望台(ペントハウス)	2	蛍光灯 40W×2
屋内運動場	器具庫	1	蛍光灯 40W×2
合 計		52	

3 今後の対応

平成16年度の調査による対応をもって、PCB安定器を使用したすべての照明器具の取替えを完了したとしていたが、今回の状況を踏まえ、県立学校、教育機関を対象として速やかに再調査を実施する。

※PCB(ポリ塩化ビフェニル)

絶縁性が高く電気的特性に優れていることから、電気機器の絶縁油としてのトランスやコンデンサに使用されていたが、人体への影響等の問題が指摘され、昭和47年以降その製造は中止されている。

※安定器

放電を安定させる電気装置

PCB使用安定器:昭和32年1月から昭和47年8月まで製造
昭和47年9月から製造販売を中止

JESCOにおけるPCB処理に係る長期処理の見通しについて

平成27年12月2日

第3回 PCB廃棄物早期処理推進ワーキンググループにおけるJESCO提出資料

1. 処理対象量の見込み

平成27年度下期以降の処理対象量の見込みは、以下のとおり。

【トランス類・コンデンサ類】

	トランス類	コンデンサ類
北九州事業所	338台	9,728台
豊田事業所	1,126台	17,632台
東京事業所	2,229台	31,511台
大阪事業所	1,865台	13,866台
北海道事業所	1,138台	14,027台

高濃度PCB廃棄物の特措法届出数量（平成26年3月末現在）又はJESCOへの登録数量（未処理分のみ）（平成26年3月）のいずれか大きい方から、平成26年度及び平成27年度上半期の実績を差し引き、特措法届出数量（平成26年3月末現在）の1割掘り起されると想定した上で、エリア間移動分も考慮して推計。

【安定器等・汚染物】

	安定器等・汚染物
北九州事業所	4,087t
北海道事業所	5,877t

安定器については、高濃度PCB廃棄物の安定器の特措法届出数量（平成26年3月末現在）により推計した重量に加えて、特措法届出数量（平成26年3月末現在）の1割掘り起されると想定。感圧複写紙等のその他汚染物については、これまでの処理の実績から、安定器の約1割と想定。これらの合計から、平成26年度及び平成27年度上半期の実績を差し引いて推計。

2. 長期処理の見通し

処理対象量の見込みに対し、JESCOにおいて試算した処理完了の見込み時期（以下、処理完了見込みという。）は以下のとおりであるが、関係機関とも連携を図り、安全を第一として、適正かつ確実な処理を計画的に進め、計画的処理完了期限内に1日でも早く処理を完了するよう努めることとしている。

【トランス類・コンデンサ類】

		処理完了見込み	計画的処理完了期限
北九州事業所	トランス類	平成 30 年度	平成 30 年度
	コンデンサ類	平成 28 年度	
豊田事業所	トランス類	平成 34 年度	平成 34 年度
	コンデンサ類	平成 34 年度	
東京事業所	トランス類	平成 34 年度	平成 34 年度
	コンデンサ類	平成 34 年度	
大阪事業所	トランス類	平成 33 年度	平成 33 年度
	コンデンサ類	平成 33 年度	
北海道事業所	トランス類	平成 34 年度	平成 34 年度
	コンデンサ類	平成 33 年度	

(試算の前提)

- 処理能力については、各事業所の実績をベースに概数として以下のとおり設定。

	トランス類	コンデンサ類
北九州事業所	280 台／年	6000 台／年
豊田事業所	160 台／年	6000 台／年
東京事業所	367 台／年	7000 台／年
大阪事業所	352 台／年	7000 台／年
北海道事業所	645 台／年	7600 台／年

※ トランス類については、大型トランス、小型トランス、車載トランスを合計した年間処理台数であり、トランスの種類によって処理可能台数は大きく異なる。

- 届出済未登録の機器や使用中機器については、順調に処理委託されると想定。ただし、最後の数年間は処理委託される数量の減少に伴って年間処理量も少なくなるものと想定。

- 処理に手間がかかる漏えい品等についても確実に処理を進めていく必要があることを考慮し、その分、処理能力に対する年間処理量が減少するものと想定。
- これらを踏まえ、処理対象量の見込みに対する処理完了見込みについては、若干余裕をもって設定。

【安定器等・汚染物】

	処理完了見込み	計画的処理完了期限
北九州事業所	平成 33 年度	平成 33 年度
北海道事業所	平成 35 年度	平成 35 年度

(試算の前提)

- 処理能力については、各事業所の実績をベースに概数として以下のとおり設定。

	安定器等・汚染物
北九州事業所	700 t／年
北海道事業所	700 t／年

- 安定器等・汚染物については、豊田、大阪、東京エリアの JESCO への登録が始まったところであるなど、まだ実態把握が進んでおらず、処理対象量についての不確実性が高い。
- また、その他汚染物については、その数量に加えて、多様な性状のものがあることから、処理に要する手間の度合いが見通せない部分もあり、処理能力という観点からも不確実性が高い。
- これらを踏まえ、北九州事業所、北海道事業所とも、処理対象量の見込みに対して計画的処理完了期限いっぱいまでの処理がかかるものと想定。

【留意点】

- 以上の処理の見通しについては、処理対象量の見込みを推計した上で、届出済未登録の機器や使用中機器が順調に処理委託されると想定した場合の処理完了時期の見込みである。実際の発生量や処理が容易ではない機器の処理等により、今後変更がり得る。